

奄美群島国立公園
喜界島地域、沖永良部島地域及び与論島地域
管理運営計画書

令和 8 年 4 月

九州地方環境事務所
沖縄奄美自然環境事務所

— 目 次 —

I . 管理運営計画の作成	1
(1) 奄美群島国立公園の概要	
(2) 管理運営計画作成の経緯	
II . 管理運営計画区の概要	3
(1) 管理運営計画区の設定	
(2) 各管理運営計画区の概要	
(ア) 喜界島管理運営計画区	
1) 自然景観及び自然環境	
2) 環境文化	
3) 利用の概況	
4) 社会経済的背景	
5) 景観区分毎の主要な景観等	
<台地景観><海岸景観><シマ（集落）景観>	
(イ) 沖永良部島管理運営計画区	
1) 自然景観及び自然環境	
2) 環境文化	
3) 利用の概況	
4) 社会経済的背景	
5) 景観区分毎の主要な景観等	
<台地景観><海岸景観><シマ（集落）景観>	
(ウ) 与論島管理運営計画区	
1) 自然景観及び自然環境	
2) 環境文化	
3) 利用の概況	
4) 社会経済的背景	
5) 景観区分毎の主要な景観等	
<海岸景観><海域公園><シマ（集落）景観>	

III. ビジョン	15
IV. 管理運営方針	16
(1) 管理運営計画区の現状の課題	
(2) 管理運営方針	
V. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	20
(1) 保全すべき風致景観及び自然環境	
(ア) 景観区分と保全すべき風致景観等	
(イ) 景観区分毎の保全方針	
<喜界島管理運営計画区><沖永良部島管理運営計画区><与論島管理運営計画区>	
(2) 保全のための各種取組、指導事項及び遵守事項	
(ア) サンゴ礁の保全対策	
(イ) ウミガメ等の生息地の保全対策	
(ウ) 保護管理が必要な動植物への対応	
(エ) 駆除又は侵入防止が必要な外来種への対応	
(オ) 環境文化の掘り起こしを通じた住民の保全意識の向上	
VI. 適正な公園利用の推進に関する事項	25
(1) 利用特性を踏まえた利用方針	
(ア) 景観区分毎の利用方針	
<喜界島管理運営計画区><沖永良部島管理運営計画区><与論島管理運営計画区>	
(2) 利用のための指導事項及び遵守事項	
(ア) 利用マナー向上への対応	
(イ) 国立公園の利用者・住民・関係者への周知	
1) 利用者への周知	
2) 地域住民への周知	
3) 国立公園関係者への周知	
(ウ) エコツーリズムの推進	
VII. 行為許可及び公園事業等の取扱いに関する事項	30
(1) 許可、届出等取扱方針	
(ア) 特別地域及び海域公園地区	
(イ) 普通地域	
(2) 公園事業取扱方針	

VIII. 国立公園関係者の連携体制等に関する事項	40
(1) 国立公園に関する協議会等	
(2) 国立公園関係者の連携体制	
IX. その他及び参考事項	41
(1) 奄美群島国立公園の手引きの流れ	
(2) 保護管理が必要な動植物リスト	
(3) 【参考】本計画書に掲載または関連している制度や法律、条例等について	
(4) 奄美群島国立公園喜界島地域、沖永良部島地域及び与論島地域管理運営計画策定検討会 参加者名簿	

I. 管理運営計画の作成

(1) 奄美群島国立公園の概要

奄美群島は、奄美大島（加計呂麻島、請島及び与路島含む。以下同じ。）、喜界島、徳之島、沖永良部島及び与論島という5つの有人島と周辺の小規模島嶼群で構成され、奄美大島から与論島までの距離は約200kmに及びます。この5島からなる奄美群島国立公園は、昭和49年に指定された奄美群島国定公園の区域を大幅に拡張し、平成29年3月7日に我が国で34番目の国立公園として指定されました。

奄美群島国立公園は、各島それぞれに独特的な特徴的な地形や動植物相を有しています。

奄美大島及び徳之島は「高島」と呼ばれ花崗岩が押し上げられて形成された山地で、内陸部にスダジイを優占種とする国内最大規模の亜熱帯照葉樹林が広がることが大きな特徴であり、アマミノクロウサギをはじめとした固有で希少な野生動植物を育んでいます。

一方、喜界島、沖永良部島及び与論島は「低島」と呼ばれ、低く平らで隆起サンゴ礁（琉球石灰岩）の台地からなり、海岸線は出入りが少なく、段丘地形が発達しています。土地の起伏が少なく河川が発達しないため、湧水や地下水を頼ってその周囲に集落が形成されており、平坦地を活かした農業が営まれていることが特徴です。喜界島は、奄美群島の中でもっとも形成年代が新しく、1000年に2m以上という世界でも類を見ない速度で隆起する隆起サンゴ礁の島で、段丘地形が見事に発達しています。沖永良部島は島の形成年代が古く、島の南西部に位置する大山の山頂部には基盤の古第三紀の地層が露出しています。一方、島のほとんどは琉球石灰岩で覆われ、特に大山の山腹部は鍾乳洞やドリーネなどのカルスト地形が発達しています。鍾乳洞は島内に200～300もの数が存在し、最大の大山水鏡洞は国内三番目の大きさを誇ります。与論島は、3島の中で最もサンゴ礁が発達し、沖合約1kmに及ぶ広大な礁湖や白い砂浜が広がっています。自然植生は、琉球石灰岩地に特有の植生でアコウ、ガジュマル、ハマイヌビワ、ホルトノキ、アカテツ、クスノハガシワ、タブノキなどで構成される常緑広葉樹林が発達しています。

さらに、奄美群島のこのような自然環境は、地域の人々が長年にわたって森や海を、利用しながら育み残してきたものです。島ごとに異なる自然環境特性を反映して人と自然の関わりの中で生まれた地域の文化や生活風景には島ごとの特徴が見られ、これらについても、重要な景観要素の1つと評価されています。

本国立公園は「生命にぎわう亜熱帯のシマ～森と海と島人の暮らし～」をテーマとしており、その特徴を踏まえ、国立公園の保護管理は、多様な生態系について科学的データに基づいた順応的管理を行う「生態系管理」、人と自然の関わりの中で形成された風景や風土を国立公園の価値として位置づけ、将来に守りつないでいく「環境文化」という従来の国立公園にない新しい考え方に基づき行うこととしています。これらの考え方のもと、地域とともにづくり、地域にも貢献する国立公園を目指しています。

（2）管理運営計画作成の経緯

本管理運営計画は、喜界島地域、沖永良部島地域及び与論島地域の関係行政機関・団体、有識者の参画により、各島それぞれで管理運営計画検討会を設置し、令和3年3月から令和3年11月にかけて2回の検討会を経て作成しました。地域住民や関係者との協働による管理運営の取組を進めるため、ビジョンや管理方針等の作成にあたっては、関係行政機関へのヒアリング及び地域住民等との意見交換会（令和元年2月～令和3年1月）を実施し、これらの意見を反映しました。

本管理運営計画は、先行して策定されている奄美群島国立公園奄美大島及び徳之島地域管理運営計画（令和2年3月策定）、鹿児島県による「奄美群島持続的観光マスターplan」など関連計画との整合を図りながら作成しています。

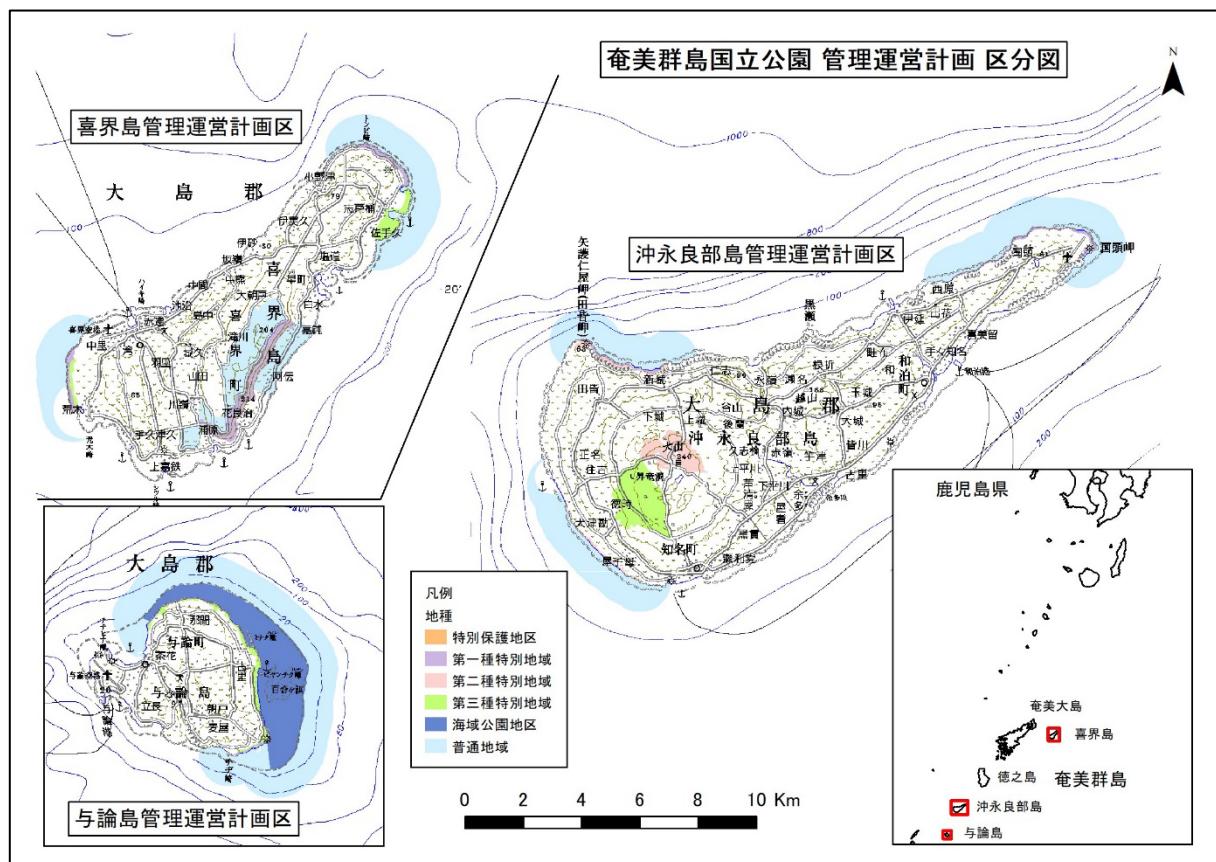
管理運営計画区については、喜界島地域、沖永良部島地域及び与論島地域とそれぞれ独立して設定しているものの、「ビジョン」及び「管理運営方針」については、共通のものとして作成し、3島で情報を共有し、連携しながら、国立公園の管理運営を実施していくこととしました。

II. 管理運営計画区の概要

(1) 管理運営計画区の設定

喜界島、沖永良部島、与論島の3島は、島の成り立ち、地形、動植物相等において多くの共通性がある一方で、地理的に独立しており、各島それぞれが独自の産業・歴史・文化を持ち、土地の利用形態も異なります。

このことを踏まえ、「喜界島管理運営計画区」、「沖永良部島管理運営計画区」、「与論島管理運営計画区」の3つの計画区を設定します。



（2）各管理運営計画区の概要

（ア）喜界島管理運営計画区

1) 自然景観及び自然環境

最終間氷期（12～13万年前）以降に急速に隆起し、平均すると1000年に2m以上という世界でも類を見ない速度で隆起する喜界島は、隆起サンゴ礁による段丘地形が見事に発達しています。約10万年前に形成された百之台や、約8万年前の段丘面であるテーバルバンタがあり、さらに海拔10m以下の高さには、新しい時代の隆起サンゴ礁からなる段丘が形成され、隆起し続ける島の様子を観察することができます。

自然植生は、汀線から標高数mまでには隆起サンゴ礁上植物群落、その先の台地に向けては低木林、台地には沿岸地の樹林と、連続的な帶状の植生分布となっています。特に百之台の段丘斜面は、ガジュマル、ハマイヌビワ、タブノキ、アコウなど自然の植生が残る貴重な森林です。また、各所にガジュマルの大木がみられ、推定樹齢300年のソテツなども生育しています。

特徴のある動植物としては、喜界町の保護蝶であるオオゴマダラ、喜界島の固有種ヒメタツナミソウなどがあります。

2) 環境文化

喜界島では、人の暮らしと隆起サンゴ礁段丘である台地と海が近接し、人々は自然と密接にかかわりを持ち生活してきました。台地上には比較的広い平坦地が見られ農地利用が進んでいます。各集落では、現在の暮らしや風習、季節ごとに行われる伝統行事の中にも古から続く自然とのかかわりを見ることができます。

阿伝集落をはじめとする多くの集落では、昔ながらの台風対策であったサンゴの石垣が現在も残っています。サンゴの石垣は、集落や場所、作者によって石の切り方や加工も異なっており、風に対する意識なども作り方に変化を与えていました。また、石垣以外にもイモ洗い桶や灯籠などサンゴの生活利用が伝わっています。さらには、墓石としての利用や御神体としても祀られるなど、「サンゴは宝」という文化をうかがい知ることができます。

また、標高差が少ない台地の島は河川に乏しく、隆起サンゴ礁の段丘斜面からの湧水の利用が特徴的です。湧き出た淡水が流れ出る場所はサンゴ礁が発達せず湾となり、その周辺の比較的平らかな土地を利用して集落が形成されています。集落では湧水を引いた水田にてタイモ等の作物を育てています。湧水場は水神が祀られ大切にされており、シチャミという儀式では、子供の健やかな成長を願い湧水を頭に振りかけます。また、貴重な水を確保するために造られた多くのため池は、島の動植物の棲みかにもなり、集落の人々はそれらの動植物を食糧源等としても利用していました。

3) 利用の状況

令和6年の喜界島への入込客数は、57,156人でした。観光形態は、自然景勝地を中心とした

レンタカーによる個人周遊観光が主なものです。

主たる利用形態は以下のとおりです。（ ）内は代表的な活動場所を示しています。

海岸探勝（荒木海岸）、景観探勝（百之台）、文化観光（阿伝集落）、ドライブ（各所）

4) 社会経済的背景

喜界島の人口は 6,629 人（令和 2 年度国勢調査値／平成 27 年度調査結果に対し 583 人減）です。産業別就業者数の割合は、第三次産業が 65%、第二次産業が 14%、第一次産業が 21%（うち漁業が 1%、農業が 20%）（令和 2 年度国勢調査値）となっています。サトウキビをはじめ白ゴマ、肉用牛などが基幹生産物です。水産業では、ソディカやマグロ類などが水揚げされ、イセエビやヤコウガイなどの素潜り漁も行われています。

5) 景観区分毎の主要な景観等

＜台地景観＞

百之台エリア	
主要な景観	<ul style="list-style-type: none">段丘斜面は、ガジュマル、ハマイヌビワ、タブノキ、アコウなど、特にその急斜面においては、自然の植生が残る貴重な森林となっている。百之台及び周辺地域は、展望台等から島の成り立ちがわかる段丘斜面、島民生活が織りなす防風林に囲まれた集落や耕作地を一望することができる。本公園の代表的な場所の一つであり、奄美十景（南海日日新聞社）にも選定されている。百之台には、喜界島の固有種のヒメタツナミソウが自生している。百之台公園には、喜界町により展望台が整備されている。百之台と麓の集落を結ぶ古道が世界自然遺産 奄美トレイルのコースとして活用されている。
公園事業	<p>【園地】百之台公園、中西公園</p> <p>【道路】百之台線（車道）</p>
主要展望地	百之台公園展望台、中西公園、七島鼻（ポイント 211）

＜海岸景観＞

1) トンビ崎・志戸桶海岸エリア	
主要な景観	<ul style="list-style-type: none">トンビ崎（トビヨ崎、トヒヨ崎、トウッビュ）と志戸桶海岸は、島の周囲を覆う隆起裾礁の景観が顕著で、荒涼とした岩場の海岸景観が特徴的で、後背地には海岸の自然植生が残されている。島の最北端であるトンビ崎（トビヨ崎、トヒヨ崎、トウッビュ）は、朝日と夕日の両方を見る能够な景勝地である。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ハワイビーチ（アンナドウマイ）は、トンビ崎（トビヨ崎、トヒヨ崎、トウツビュ）に近く、荒涼とした岩場と白い砂浜が美しい海岸景観をつくり、海水浴やサンゴの観察ができる。
公園事業	【園地】志戸桶海岸
主要展望地	トンビ崎（トビヨ崎、トヒヨ崎、トウツビュ）、志戸桶海岸、ハワイビーチ（アンナドウマイ）
2) 荒木海岸エリア	
主要な景観	<ul style="list-style-type: none"> ・荒木海岸は、島の周囲を覆う隆起裾礁の景観が顕著で、後背地の自然植生は海岸から台地上まで連続的な帶状の植生分布を観察でき、国指定天然記念物「喜界島の隆起サンゴ礁上植物群落」に指定されている。 ・海岸線に沿って、喜界町により荒木中里遊歩道が整備されている。
公園事業	【園地】荒木海岸 【道路】荒木海岸線（歩道）
主要展望地	荒木海岸

<シマ（集落）景観>

国立公園地域に含まれる集落
阿伝 喜界島の南東に位置する集落で、集落内には今もなお「サンゴの石垣」が残る。主に台風の被害から民家を守るために作られた屋敷囲いの石垣である。
嘉鈍 喜界島の東に位置する集落で、付近には樹齢およそ300年とされるソテツの巨木があり、町の天然記念物に指定されている。高台から海岸まで多様な景色を見ることができる集落の1つ。

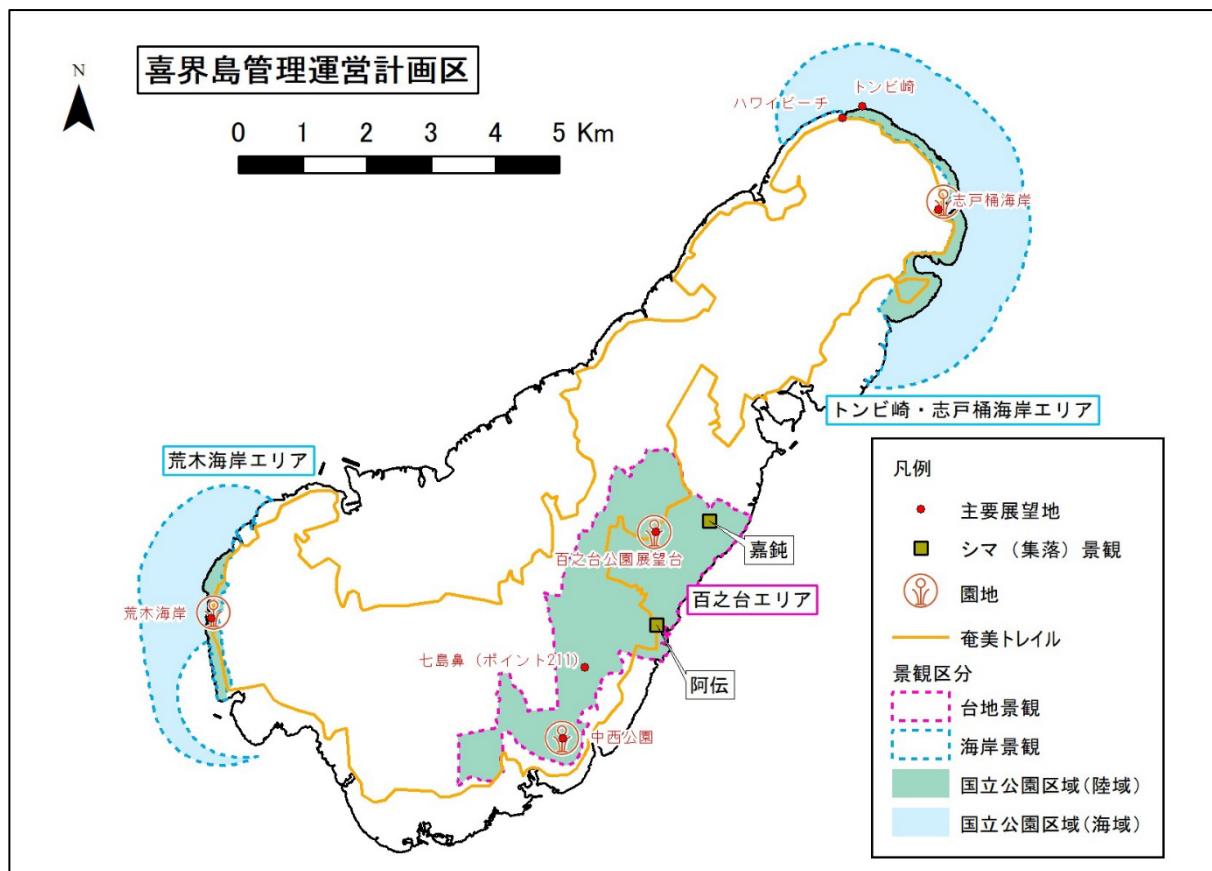


図1．喜界島管理運営計画区の概要図

(イ) 沖永良部島管理運営計画区

1) 自然景観及び自然環境

3島のうち形成年代が最も古く、島内南西部に位置する大山を中心として、80万年前以降の琉球層群よりなる段丘面が同心円状に連続的に分布しており、カルスト地形の発達の度合いが非常に高いことが特徴的です。琉球石灰岩が非常に水に溶けやすいことから地下水系の発達度合いが著しく高く、地表にはすり鉢状の窪地ドリーネが無数に発達し、地底には200～300ほどの鍾乳洞が網の目のように続いています。海岸域では田皆岬に代表される海食崖、フーチャに代表される海食洞といった迫力のある景観が特徴的で、このような岩石地形の合間には大小80余の砂浜が点在しプライベートビーチ感を醸し出しています。また、これらの砂浜には人々による利用の歴史を物語るように細かく名前が付けられています。

自然植生は、段丘の頂上部である大山山頂付近は基盤の古第三紀の古い地質が露出しており、部分的に自然植生が残存し、スダジイ、アオバナハイノキ、ヒカゲヘゴなどが分布する亜熱帯照葉樹林が発達しています。また、奄美群島の中でも沖永良部島が北限あるいは南限となっている種が多いのも特徴です。

2) 環境文化

沖永良部島には地上部の河川は少ないものの、形成年代の古いカルスト地形ならではのドリーネを通じた地下河川や湧水の利用が特徴的です。これらの地下河川や湧水近くに集落が形成され、水源をめぐるその生活から自然とのかかわりや文化を感じることができます。知名町瀬利覚集落にあり、町の有形文化財に指定されているジッキヨヌホー（「瀬利覚の川・泉」という意）は、水道整備以前は貴重な飲料水として使われ、井戸端会議などの「社交の場」でもありました。利用されず荒れた時期もありましたが、水に対する感謝の気持ちを大切にしようという想いから平成3年に「ホ一祭り」がはじまり、現在も農業用水や子供たちの遊び場として活用され続けており、「平成の名水百選」（環境省）にも選定されています。また、水汲み場として利用されてきた鍾乳洞は「暗川（くらごう）」と呼ばれ、各集落で見ることができます。住吉集落の住吉暗川では、水神の祭りが毎年行われています。

また、島にある自然を活用してきた歴史ある文化として、琉球石灰岩岩盤を掘り込んで造られた掘り込み式の古墓「トゥール墓」が近年注目されています。島内に100基以上あると言われており、先祖を敬う気持ちを表した遺産として和泊、知名両町教育委員会により調査研究が進んでいます。

3) 利用の状況

令和6年の沖永良部島への入込客数は、82,754人でした。観光形態は、自然景勝地を中心としたレンタカーによる個人周遊観光が主なものです。近年はケイビングを目的として島を訪れる観光客も増えており、現在はリムストーンケイブ、大蛇洞、水連洞、銀水洞という4つの鍾乳洞にてガイドツアーが行われています。

主たる利用形態は以下のとおりです。（ ）内は代表的な活動場所を示しています。

海水浴・スノーケリング（沖泊海岸、屋子母海岸、ワンジョビーチ（国立公園外）等）、景観探勝（田皆岬、フーチャ）、鍾乳洞探勝（昇竜洞）、ケイビング（水連洞、銀水洞（国立公園外）、リムストーンケイブ（国立公園外）、大蛇洞（国立公園外））、ドライブ（各所）

4) 社会経済的背景

沖永良部島の人口は11,996人（令和2年度国勢調査値／平成27年度調査結果に対し1,000人減）です。産業別就業者数の割合は、第三次産業が59%、第二次産業が11%、第一次産業が30%（うち漁業が1%未満、農業が29%）（令和2年度国勢調査値）となっています。特産のテッポウユリは農林水産省の「地理的表示（GI）保護制度」に「えらぶゆり」として登録されており、他にもスプレー菊などの花卉栽培が盛んです。島には赤土の畑が広がっており、サトウキビ、ジャガイモも主な作物として栽培され、他にはアラゲキクラゲの栽培も盛んです。漁業では、ソディカやマグロ類などが水揚げされ、イセエビやヤコウガイなどの素潜り漁も行われています。また「マハダグムイ」（マハダ=マグロ、グムイ=入江 という意味）という伝統的なマグロの追い込み漁を復活させ、観光的な利用も行われています。

5) 景観区分毎の主要な景観等

<台地景観>

大山エリア	
主要な景観	<ul style="list-style-type: none">大山山頂部は、島内に残された数少ない森林で、非石灰岩地に成立する照葉樹二次林である。大山山腹部は、多数のドリーネと鍾乳洞が見られ、本公園の代表的なカルスト地形景観の一つである。大山山頂付近には、島を一望できる展望台が知名町により整備されている（国立公園外）。昇竜洞は、内部で様々な形をした鍾乳石が見られ、観光地として知名町により整備、管理されている。
公園事業	【園地】昇竜洞
主要展望地	—

<海岸景観>

1) 国頭岬エリア

主要な景観	<ul style="list-style-type: none"> 国頭岬は、琉球石灰岩からなる海岸で、岩場や砂浜の植生や礁池の海岸景観が特徴的である。 東シナ海の荒波に浸食されことでできた海食洞のフーチャは、潮の吹き上げ現象がみられ、島内を代表する景勝地である。また、海を見るとウミガメを観察する機会もある。 フーチャの周辺海岸は、海食崖が発達している。 フーチャには、和泊町により遊歩道が整備されている。
公園事業	【園地】フーチャ
主要展望地	国頭岬、フーチャ
2) 田皆岬及び沖泊海岸エリア	
主要な景観	<ul style="list-style-type: none"> 田皆岬は、琉球石灰岩の海食崖の優れた断崖景観があり、島内を代表する景勝地であり、奄美十景（南海日日新聞社）にも選ばれている。また、ウミガメが泳ぐ姿を観察できることもある。 田皆岬には、知名町により遊歩道が整備され、周辺にある琉球石灰岩のカルスト地形を間近で観察できる。 沖泊海岸はそり立つ琉球石灰岩の海食崖と群生する亜熱帯植物、海食崖下に広がる砂浜・植生・礁池が島内でも特異な景観を作り出している。 沖泊海岸には、知名町により野営場（キャンプ場）が整備されている。
公園事業	<p>【園地】田皆岬</p> <p>【野営場】沖泊海岸</p>
主要展望地	田皆岬、沖泊海岸
3) 大津勘及び屋子母海岸エリア	
主要な景観	<ul style="list-style-type: none"> 屋子母海岸は、白い砂浜とリーフが美しい海岸で、海水浴やスノーケリングが楽しめる。 大津勘のビーチロックは、長さ約 200 メートル最大幅 40 メートルの規模で地表に現れている県指定天然記念物である。 屋子母海岸とビーチロックには、知名町により整備された園地がある。
公園事業	【園地】屋子母海岸
主要展望地	屋子母海岸、大津勘ビーチロック、トウモロコシ浜

<シマ（集落）景観>

国立公園区域内に集落は含まれないものの、島内には国立公園区域の大山などの地形・地質条件により著しく発達した地下水系を反映した湧水利用などの環境文化景観が見られる集落が

残されている（例：知名町瀬利覚集落）。また、カルスト地形の基盤となる琉球石灰岩自体を活用した環境文化景観も島内各地に見られる（例：トゥール墓、琉球石灰岩でできた石垣）。さらに、海岸部の保全や利用に後背集落が密接に関わり一体的な環境文化景観が見られる地域もある（例：海岸近くにある共同墓地で一重一瓶を囲む「墓正月」の風習）。

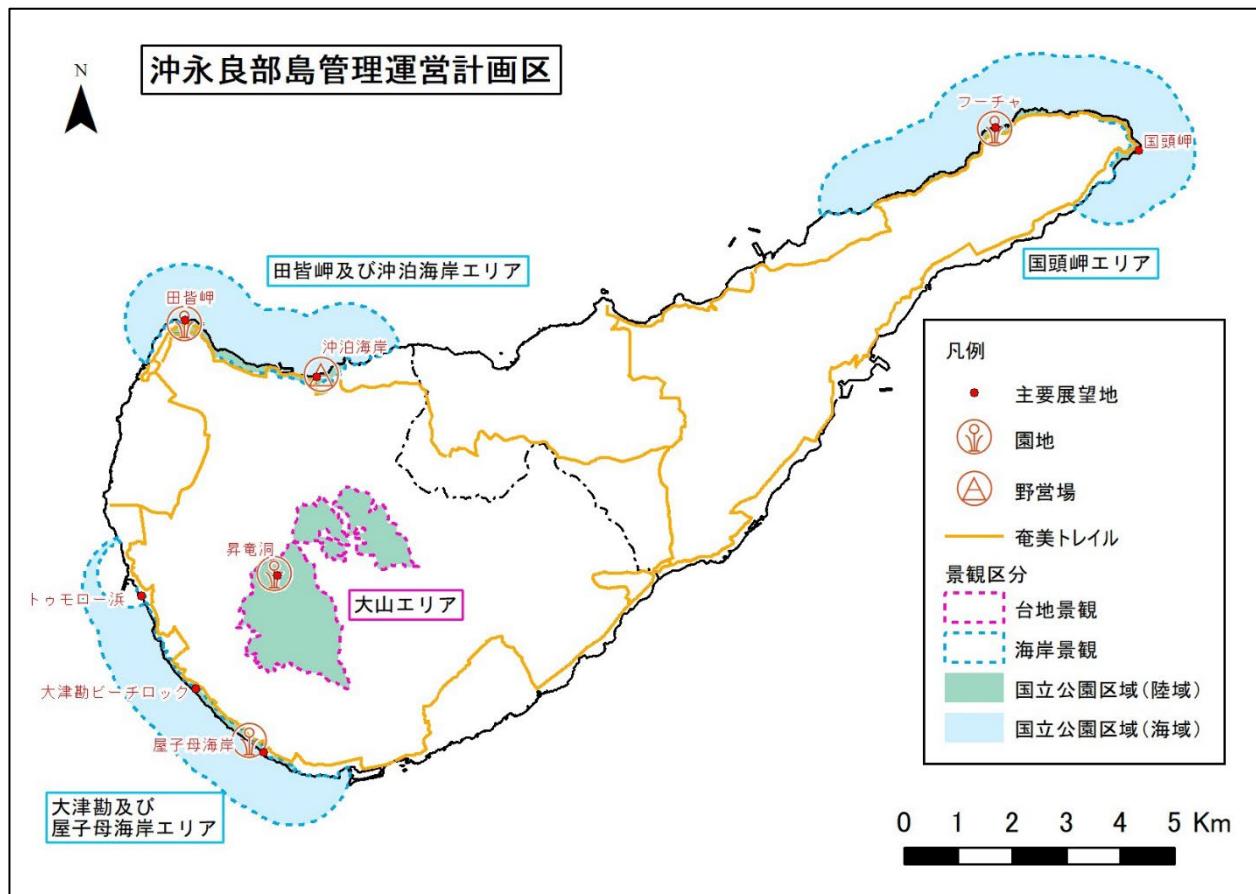


図2. 沖永良部島管理運営計画区の概要図

(ウ) 与論島管理運営計画区

1) 自然景観及び自然環境

隆起サンゴ礁の島である与論島は、沖合約1kmに及ぶ広さを持ち海の色のグラデーションが見事な礁湖の景観や、白く輝く美しい砂浜が特徴です。

礁湖内はかつてサンゴや熱帯魚の宝庫でしたが、礁湖内の環境変化等による大規模なサンゴの白化現象の発生や潮流の変化による堆砂等によりサンゴが衰退し、長期間回復していない状況が長く続いています。現在、関係者によりサンゴ再生の取組が続けられています。

海岸の隆起サンゴ礁や裾礁の岩上には、岩地植生や砂丘地植生が発達し、砂丘地の後方には防砂防潮用に植えられたモクマオウの群落が発達しています。

動物については、ウミガメの上陸・産卵する砂浜が各地で見られる奄美群島最大のウミガメ産卵地となっている他、オオゴマダラやアゲハチョウ、アサギマダラなどが見られます。

2) 環境文化

最高点が97mと平坦な与論島には河川が少なく、人々は水道施設がつくられるまで、石灰岩台地の隙間に貯まった地下水脈から生じた貴重な湧水を工夫して利用し、生活してきました。集落には古くから使われてきた湧水があり、水神も多く祀られています。また、町指定天然記念物となっている湧水地であるアマンジョウは、島に初めて人が渡来した時にこの水を発見したことで島に住み着いたといわれており、屋川（ヤゴー）は中世期から利用されていたという説があるなど、島の人々の歴史は湧水の利用と関連するものとして伝えられてきました。

また、リーフ内での漁やアオサ摘み、旧暦三月三日の節句では子供の成長のお祝いや故人を偲ぶ集い（サンガチ）が浜で行われるなど、海の生活利用が続けられています。海が身近であることから、各海岸やサンゴ礁には地名が細かく付けられています。

与論島の言葉である「ウンパル」（海と畑）が、海と陸が一体となった関わりの大切さを表現している様に、海だけではなく、陸を流れる水も一体となった島・自然との関わりを大切にする文化を持続しています。

3) 利用の状況

令和6年の与論島への入込客数は、71,057人でした。観光形態は、海水浴やグラスボート、ダイビング等のマリンレジャーが主なものです。

主たる利用形態は以下のとおりです。（ ）内は代表的な活動場所を示しています。

海水浴・スノーケリング（大金久海岸等）、ダイビング（茶花沖等）、カヤック（皆田海岸）、海中遊覧・グラスボート（大金久海岸）、風景探勝（大金久海岸等）

4) 社会経済的背景

与論島の人口は5,115人（令和2年度国勢調査値／平成27年度調査結果に対し71人減）です。産業別就業者数の割合は、第三次産業が58%、第二次産業が14%、第一次産業が28%（うち漁業が1%、農業が27%）（令和2年度国勢調査値）となっています。サトウキビ、島

野菜、花卉、マンゴーなど果樹栽培を行っています。漁業では、ソディカやマグロ類などが水揚げされ、イセエビやヤコウガイなどの素潜り漁も行われています。

5) 景観区分毎の主要な景観等

<海岸景観>

与論島海岸及び地先海域エリア	
主要な景観	<ul style="list-style-type: none"> ・大金久海岸から百合ヶ浜一体は、沖合 1.5km に及び広大な礁湖の景観が最大の特徴である。 ・大金久海岸は、白い砂浜が約 2km 続く島内最大の砂浜である。 ・大金久海岸には、与論町により遊歩道、案内所、コテージ等の施設が整備されている。
公園事業	<p>【園地】 大金久海岸</p> <p>【野営場】 大金久海岸</p>
主要展望地	大金久海岸、寺崎海岸、皆田海岸、船倉海岸、赤崎海岸

<海域公園>

与論島礁湖（与論海岸 1 号～3 号含む）	
主要な景観	<ul style="list-style-type: none"> ・大金久海岸から百合ヶ浜一体は、沖合 1.5km に及び広大な礁湖の景観が最大の特徴である。 ・百合ヶ浜は、大金久海岸から沖合 1 km に干潮時に出現する砂州で、白い砂と青い海とのコントラストが美しい景観をつくっており、島内を代表する景勝地である。奄美十景（南海日日新聞社）にも選定されている。 ・赤崎海岸の沖は潮通しがよくサンゴの生息状態がよい。ハマサンゴ属などのほか、スズメダイ類やニザダイ類などの魚類が見られる。
公園事業	【自然再生施設】（礁池内について、サンゴ群集等の再生を図る。）
主要展望地	(海上) 百合ヶ浜 (海中) サンゴ礁

<シマ（集落）景観>

国立公園地域に含まれる集落はないものの、島内には平坦な石灰岩台地という地形・地質条件を反映した独自の湧水利用などの暮らしぶりや環境文化景観が見られる集落が残されている（例：屋川（ヤゴー）を中心とした城（ぐすく）集落）。また旧暦三月三日の節句（サンガチ）など生活に密着した海岸部利用が各集落で今も続けられている。

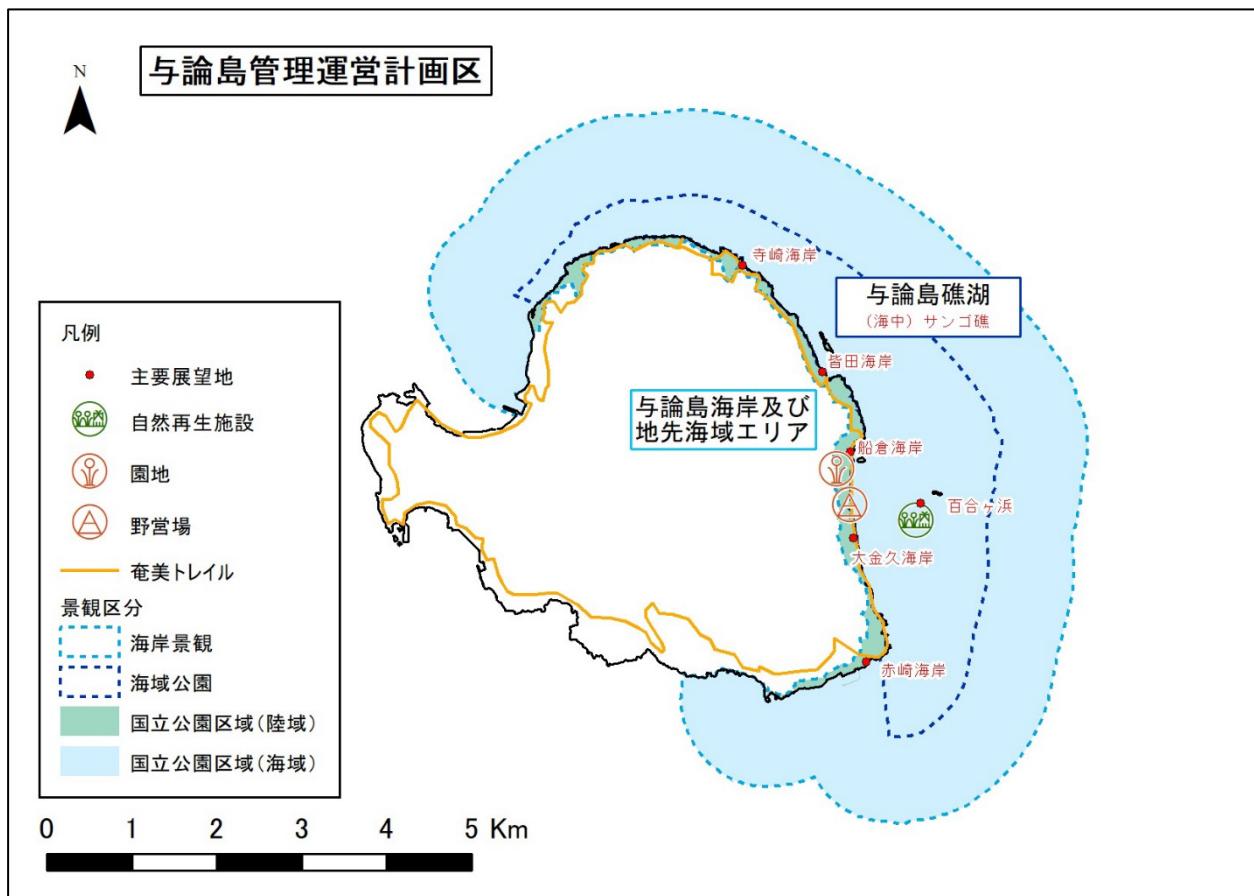


図3. 与論島管理運営計画区の概要図

III. ビジョン

管理運営計画区の概況を踏まえて、奄美群島国立公園喜界島地域、沖永良部島地域及び与論島地域が目指すべき将来像（ビジョン）を以下のように設定します。ここに掲げるのは国立公園のビジョンではありますが、計画は国立公園区域にとらわれず、島全体を念頭に置くものとします。それによって、国立公園が各島の自然や文化の魅力をアピールするものになるとともに、本管理運営計画が島全体の自然環境・自然景観・環境文化の保全と活用に貢献する計画となることを目指します。

■将来像① 隆起サンゴ礁が造り出した景観や生態系を守り続ける国立公園

陸域から海域まで一体的に形成された隆起サンゴ礁（琉球石灰岩）の島ならではの多様な海岸・カルスト地形や自然植生が保全され、国立公園が地域固有の自然景観の価値を支える役割を果たしている。さらに、沿岸に広がるサンゴ礁も将来にわたって適切に保全されているとともに、国立公園を訪れる誰もが島独自の景観や生態系の豊かさを感じ、配慮しながら楽しみ、学び、満喫できている。

■将来像② 自然と人とが深くかかわり共生してきた文化を大事にする国立公園

自然と近い場所に人々が住み続け、自然と共生する文化が息づいている。そして、地域の自然を上手に利用し継承してきた人々の営みの歴史・文化を国立公園の体験の一つとして利用者に提供することを通じて、奄美群島全体として、また島ごとに特色のある環境文化を次世代に引き継ぎ、内外に広めていく役割を国立公園が果たしている。

■将来像③ 地域に活力をもたらす国立公園

地域の自然環境や社会、文化にマッチした適切かつ特色ある利用が国立公園内で進み、滞在時間の延長やリピート利用の増大が図られている。また多様な関係者が自然環境の保全や利用増進などを通じて国立公園づくりへ参画している。国立公園づくりを通じて、観光業および農漁業をはじめとする地域産業が活性化し、地域の環境文化の継承や人々の交流が進み、地域の魅力向上と地域経済の好循環がもたらされ、地域がにぎわい、活力にあふれている。

IV. 管理運営方針

(1) 管理運営計画区の現状の課題

1) 漂着ゴミや草木の繁茂などによる自然景観等の劣化

海に囲まれた島の海岸では、国内外からの膨大な量の漂着ゴミが海岸の景観を損ねています。漂着ゴミの多くを占めるプラスチックはマイクロプラスチックとなり、海洋生態系への影響が懸念されています。また、集落周辺では高齢化等により田畠の維持管理の人手不足が進み、田畠の畔や草地等の植生が変化して樹木や草木が繁茂し、集落景観の劣化が見られる場所があります。

こうした自然景観等の劣化により、風景地としての評価の低下、生物多様性の低下が懸念されています。

2) サンゴ礁をとりまく環境の変化

本地域の自然の特徴であるサンゴ礁、砂浜、海浜植生などを有する海岸域は、生活や生産活動の場として数百年にわたり人手が加わりながらも、適度なバランスが保たれて自然環境が維持されてきました。特にイノー（礁池）は、人の暮らしと密接にかかわってきましたが、赤土や栄養塩類の流入、堆積砂などサンゴの衰退につながる問題が生じており、自然環境の保全と農漁業の両立に向けた調整が課題の一つです。

3) 外来種の侵入・拡大

本地域では、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により指定されているシロアゴガエルやカダヤシなどの特定外来生物のほか、国内外の他地域から持ち込まれた様々な外来種が確認されています。特にアカギ、オウゴンカズラ、ギンネムなどの外来植物は、各島の各所で繁殖が確認され生態系の攪乱が危惧されています。

4) 担い手不足等による地域環境の管理や文化伝承の危機

生活様式の変化や担い手不足から、本地域の魅力の一つである生活文化の象徴としての集落行事や集落景観を継続できなくなる地域が見られています。特に集落景観を象徴するサンゴの石垣は維持管理の担い手不足が深刻です。地域の自然や文化の価値を分かりやすく示し、国立公園への理解を促進するとともに、地域観光を進め、交流人口の拡大を進めていくことも重要です。

5) 増加する利用者への対応

本地域では、奄美大島及び徳之島の世界自然遺産登録や交通アクセスの改善等を通じて、入込観光客の増加が見込まれます。海岸利用を中心とした利用ルールの認識不足、外来種の持ち込み等が懸念されています。

また、案内解説やルール周知のための施設等の不足、利用ニーズに応えた情報発信、地域資源を深く体験する機会やそのためのサービス提供の不足等、受け入れ体制の整備も今後の課題です。

[6) 国立公園の価値に関する住民への普及啓発・周知不足]

国立公園に指定されてから日が浅く、また国立公園に指定されている範囲が海岸部などに限定的で集落など人の暮らしの場と離れていることもあり、国立公園に対する住民の認知度が低いのが現状です。国立公園指定の理由となった多様な島独自の景観や生態系、地域の文化については、住民による自然や文化の価値の見直しが進められているものの、その価値の重要性に関する普及啓発や広報周知が不足していると考えられています。

[7) 科学的調査とデータや知見の蓄積の不足]

海岸を中心とした生態系管理や適正な利用を推進するためには、科学的調査によるデータや知見の蓄積、モニタリングの継続と結果のフィードバックが不可欠です。サンゴ礁のモニタリングは、奄美群島の全12市町村で構成する「奄美群島サンゴ礁保全対策協議会」が、オニヒトデの駆除やリーフチェック等を実施していますが、国立公園の生態系管理の観点からデータや知見の蓄積が必要で、関係機関等との連携が重要です。また、外来種や希少種に関するデータや知見の蓄積についても同様に関係機関等との連携が重要です。

(2) 管理運営方針

課題を踏まえ、ビジョン達成のための取組の方針を、以下の5項目に整理しました。

●基本方針1：隆起サンゴ礁が造った島の自然景観や生態系の持続的管理

海岸域に広がるサンゴ礁や段丘斜面等の亜熱帯照葉樹林をはじめ、森里川海と続く島の生態系は、この地域の自然景観を作るとともに、この地域の生物多様性を支え自然と共に生きる地域の暮らしを支えています。

本国立公園の役割として、サンゴ礁や希少な動植物の生息・生育地の保全、隆起サンゴ礁特有の景観の保全や開発規制、外来種による島の生態系への影響の低減を通して、自然景観や生態系を持続的に管理していくことが求められています。また、国立公園は地域の暮らしと密接にかかわっている側面も持ち合わせていることから、農漁業との調整を図りつつ、島の自然景観や生態系の保全・管理に寄与していきます。

●基本方針2：環境文化の継承支援とそれを活かした体験・学習機会の提供

地域の食文化や芸能、漁（いざり）や浜下れといった風習などの古くから伝わる文化は、各島独自の自然環境に影響を受けながら人の暮らしの中で形成され、また各島の自然環境を特徴づけています。そのため、奄美地域の自然環境の保全・活用を考える際、自然資源そのものだけでなく、人の暮らしや文化に注目することが不可欠です。また、これらの集落で継承されてきた文化や暮らしは、訪れた人々にとっても大きな魅力です。島々に数多く残された土地固有の自然と人の暮らしとのかかわりを「環境文化」という視点でとらえ直し、集落ガイド等との協働により体験プログラムを利用者に提供するなど、国立公園の魅力の一つとして発信します。また、教育活動に携わる方々との連携による、島内の子供たちへの学習機会の提供も文化継承にとって大切な試みです。これらのことと踏まえ、環境文化に関する資源を一緒に掘り起し、地域住民自身による集落の暮らしの見直しや地域固有の自然の価値への気づきを促し、保全・継承と利活用につなげていきます。

●基本方針3：ソフト・ハードの基盤整備による持続可能な観光利用の推進

地域の自然と文化の魅力を紹介する施設や案内標識などのハードの利用施設の整備を関係機関と連携して進めることによって、公園利用者に安全で快適な利用環境を提供します。

地域住民の参加協力のもと、自然ガイドや集落ガイドによる地域案内や体験型利用の提供、そのためのプログラムづくりやガイド養成など、ソフトの基盤整備を進め、マリンレジャー（アクティビティ）などの海域利用において観光振興の推進と自然環境保全との両立を図るなど国立公園にふさわしい利用を推進します。そして、自然環境の保全と地域振興につながる持続可能な利用ができるよう、適正利用のためのルールや仕組みづくりを進めています。

●基本方針4：地域住民や関係者が連携して管理運営に参画する協働型の体制づくり

本国立公園は、地域住民の自発的な美化清掃活動や農漁業による陸域や海域の利用などの地域住民活動によって支えられ、風致の維持がされています。そのことを評価するのが環境文化型国

立公園の一つの側面とも言えます。国立公園の管理運営に地域住民が関わっていくためには、国立公園の仕組みや取組を理解してもらい、自然環境の保全に关心を持つための普及啓発や人材育成に取り組む必要があります。このため地域資源の発掘やサンゴ礁の保全などをテーマにした地域住民との継続的な意見交換、学校教育を通じた学習機会の確保や海岸清掃イベントの実施など住民や教育機関との連携は重要です。

国立公園の管理運営において、これまで以上に地域内外の多分野の行政機関、農漁業関係者、エコツアーガイド関係者、民間企業、研究機関、地域活動団体などと連携し、一層の充実を図ります。

●基本方針5：地域経済の活性化や「シマ」の持続への貢献

地域には自然環境の特性を活かした産業や土地利用、集落景観が成立しています。国立公園の利用推進を通して、これら観光業、農漁業等の産業振興をはじめとした地域経済の活性化に貢献します。そのために、自然環境の質や利用地域の状況に応じた適切なゾーニングを行い、自然環境の保全と地域産業の振興の両立を図ります。

また、国立公園にある自然資源や環境文化が、公園の利用サービスや地場産品（一次産業）への付加価値を高める（ブランディング）よう国立公園の魅力を向上させ、国立公園が地域に広く浸透した存在となるようにします。このような取組によって地域の個性を際立たせながら、地域内外の交流を促進し、自然環境に配慮した観光業や農漁業等の地域産業の活性化を図り、地域や集落の持続可能性を高めていきます。

V. 風致景観及び自然環境の保全に関する事項

(1) 保全すべき風致景観及び自然環境

(ア) 景観区分と保全すべき風致景観等

保全すべき風致景観及び自然環境は、国立公園に指定されている地域の景観特性により以下の3タイプに区分し、景観区分毎に保全すべき風致景観等を定めました。

景観区分		保全すべき風致景観等（※）
台地景観	●台地を中心とした地域	<ul style="list-style-type: none">●隆起サンゴ礁の段丘地形やカルスト地形（ドリーネ、鍾乳洞など）●視点場からの眺望●希少な動植物の生息・生育地
海岸景観	<ul style="list-style-type: none">●海岸を中心とした地域●海域公園地区は、海上の岩礁等及び海中	<ul style="list-style-type: none">●隆起サンゴ礁特有の海岸景観（広大な礁湖、真白な砂浜、岩礁、海食崖など）●特異な海中景観（造礁サンゴなど）●視点場からの眺望●希少な動植物の生息・生育地
シマ（集落）景観	●国立公園の普通地域に含まれる集落とその周辺部（特別地域）にある環境文化景観	<ul style="list-style-type: none">●集落と周辺部にある環境文化景観

※：環境文化という観点からは、「シマ（集落）景観」に限らず、「台地景観」、「海岸景観」においても各島の環境文化が反映されてそれぞれ特徴的な風致景観を形成しており、それらも保全対象に含まれる。

(イ) 景観区分毎の保全方針

景観区分毎の特性を踏まえ、管理計画区毎の保全方針を以下に定めます。

<喜界島管理運営計画区>

台地景観

- ① 主要展望地から眺望される海と陸を一体として扱い、喜界島の環境文化も反映した総合的な風致景観の維持を図ります。
- ② 隆起サンゴ礁段丘とその斜面を覆う森林の景観の保全を図ります。
- ③ オオゴマダラ等のチョウ類やヒメタツナミソウ等の希少な動植物の生息・生育環境保全へ配慮します。
- ④ 外来種による在来の野生生物や自然環境への影響が懸念される場合、それらの防除及び拡散防止の措置を講じます。緑化植物や牧草等については、生態系に悪影響を及ぼすおそれのある外来種は導入しないよう促していくとともに、当該地より外に拡散しないよう適切な管理を

指導します。

該当するエリア

百之台エリア

海岸景観

- ① 陸と海を一体として扱い、総合的な景観の保全を図ります。
- ② 隆起サンゴ礁特有の海岸地形（海岸段丘、海食崖等）やそれらに成立している自然植生の景観の保全を図ります。
- ③ 主要展望地から眺望できる海岸景観の風致の維持を図ります。
- ④ ウミガメの産卵地等の希少な動物の生息環境保全へ配慮します。
- ⑤ 外来種による在来の野生生物や自然環境への影響が懸念される場合、それらの防除及び拡散防止の措置を講じます。緑化植物や牧草等については、生態系に悪影響を及ぼすおそれのある外来種は導入しないよう促していくとともに、当該地より外に拡散しないよう適切な管理を指導します。
- ⑥ 関係機関と連携し、陸域での行為による周辺海域への汚水、濁水、土砂等の流出防止を図ります。

該当するエリア

- 1) トンビ崎・志戸桶海岸エリア
- 2) 荒木海岸エリア

シマ（集落）景観

- ① 普通地域にある集落では、風致の保護上、大きな影響を与える可能性のある行為を規制し、その周辺部の特別地域においては集落に関わる景観や周辺の自然環境の保全を図ります。
- ② 地域の自然環境と関係性の深い文化的行事、風習等の維持、活性化等の支援等を通じて、集落とその周辺部にある環境文化景観の保全を推進します。特に、維持管理の担い手不足が問題となっているサンゴの石垣について、関係機関と連携し今後の継続的な修復管理や活用に努めます。

該当するエリア

阿伝、嘉鈴

<沖永良部島管理運営計画区>

台地景観

- ① 地下水の涵養の側面からもドリーネの保全は重要であることに留意し、山麓のカルスト地形（ドリーネ、鍾乳洞等）、それらを覆う森林の景観の保全を図ります。また、鍾乳洞は適正な利用の増進を通じて保全を図ります。

- ② 外来種による在来の野生生物や自然環境への影響が懸念される場合、それらの防除及び拡散防止の措置を講じます。緑化植物や牧草等については、生態系に悪影響を及ぼすおそれのある外来種は導入しないよう促していくとともに、当該地より外に拡散しないよう適切な管理を指導します。

該当するエリア

大山エリア

海岸景観

- ① 陸と海を一体として扱い、沖永良部島の環境文化も反映した総合的な景観の保全を図ります。
- ② 隆起サンゴ礁特有の海岸地形（砂浜、岩礁、海食洞、海食崖、ノッチ等）、海岸沿いのカルスト地形、それらに成立している自然植生の景観の保全を図ります。
- ③ 主要展望地から眺望できる海岸景観等の風致の維持を図ります。
- ④ ウミガメの産卵地や分布の北限南限となる植物種等の希少な動植物の生息・生育環境保全へ配慮します。
- ⑤ 外来種による在来の野生生物や自然環境への影響が懸念される場合、それらの防除及び拡散防止の措置を講じます。緑化植物や牧草等については、生態系に悪影響を及ぼすおそれのある外来種は導入しないよう促していくとともに、当該地より外に拡散しないよう適切な管理を指導します。
- ⑥ 関係機関と連携し、陸域での行為による周辺海域への汚水、濁水、赤土等の流出防止を図ります。

該当するエリア

- 1) 国頭岬エリア
2) 田皆岬及び沖泊海岸エリア
3) 大津勘及び屋子母海岸エリア

<与論島管理運営計画区>

海岸景観

- ① 陸と海を一体として扱い、与論島の環境文化も反映した総合的な景観の保全を図ります。
- ② サンゴ礁特有の海岸地形（砂浜、岩礁、海食崖等）、それらに成立している自然植生及び広大な礁湖の景観の保全を図ります。
- ③ リーフ周辺や礁湖内のサンゴを保全するとともに、再生過程にあるサンゴの海域については、サンゴのモニタリングを行うなど生息状況に留意して、その再生を図ります。
- ④ 主要展望地から眺望できる海岸景観の風致の維持を図ります。特に大金久海岸においては、船舶の無秩序な増加等により景観が損なわれないよう関係機関と連携し、保全に努めます。
- ⑤ ウミガメの産卵地等の希少な動植物の生息・生育環境保全へ配慮します。
- ⑥ 関係機関と連携し、陸域での行為による周辺海域への汚水、濁水、赤土等の流出防止を図ります。

ます。

- ⑦ 外来種による在来の野生生物や自然環境への影響が懸念される場合、それらの防除及び拡散防止の措置を講じます。緑化植物や牧草等については、生態系に悪影響を及ぼすおそれのある外来種は導入しないよう促していくとともに、当該地より外に拡散しないよう適切な管理を指導します。

該当するエリア

与論島海岸及び地先海域エリア

(2) 保全のための指導事項、遵守事項

(ア) サンゴ礁の保全対策

奄美群島の全12市町村で構成する「奄美群島サンゴ礁保全対策協議会」が、サンゴを捕食するオニヒトデの駆除等を、保全海域を設定して実施しています。

与論島では、ボランティアダイバーによるリーフチェック、大学・研究機関と連動した調査・研究やIT技術の活用による海洋の環境分析等を実施しています。また、与論町では、「ヨロン島サンゴ礁基金」を設立して、広く一般の方々からの寄附を募り、サンゴ礁保全や地域振興等に努めています。

環境省では、「サンゴ礁生態系保全行動計画」等に沿ってこれらの取組を支援しつつ、更に活動を広げられるよう関係団体と連携していきます。

(イ) ウミガメ等の生息地の保全対策

「鹿児島県ウミガメ保護条例」により、世界的に絶滅のおそれがあるとされるウミガメの海岸での捕獲や卵の採取等が規制されています。この他、民間団体によるウミガメ保護や普及啓発活動などが行われています。

環境省では関係者と連携し、海草藻場等の保全、網漁等の漁業との調整を図りつつ、ウミガメ類の産卵地のモニタリングを行う等の保全に努めます。また、ウミガメ類の産卵等に悪影響を与えないよう、利用者に対して普及啓発を図ります。

(ウ) 保護管理が必要な希少な動植物への対応

本地域は、希少な動植物の生息・生育地で、地域の生物多様性には高い価値が認められています。保護管理が必要な希少な動植物を下記【対象】のとおり定め、【対応】に示した取組を実施します。

【対象】環境省レッドリスト掲載種

鹿児島県レッドデータブック掲載種

天然記念物（国指定、県指定、町指定）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく国内希少野生動植物種

鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例に基づく指定希少野生動植物
自然公園法に基づく国立公園内の採取規制動植物（通称、指定植物、指定動物。今後、指定された場合）
※上記対象種以外にも、地域住民の意見などを情報収集しつつ対応します。

【対応】●行為許可及び公園事業等の取扱いにおいて、希少な動植物の保全への配慮を求めていきます。

- 巡視活動は、地域住民の参加・協力を得ながら行います。
- 利用者へのマナーの周知を行います。

(エ) 駆除又は侵入防止が必要な外来種への対応

本地域は、希少な動植物の生息・生育地であり、外来種の侵入による在来生態系への悪影響が懸念されています。駆除や排除が必要な外来種を下記【対象】のとおり定め、【対応】に示した取組を実施します。

【対象】(動物) シロアゴガエル、カダヤシ、ニホンイタチ、キジ、シカ、ノヤギ、カイウサギ、その他緊急的に対処が必要な外来動物

(植物) アカギ、オウゴンカズラ、ギンネム、シロバナセンダングサ、モクマオウ、セイロンベンケイソウ、メリケントキンソウ、ムラサキカッコウアザミ、その他緊急的に対処が必要な外来植物

【対応】●鹿児島県「指定外来動植物による鹿児島の生態系に係る被害の防止に関する条例」とも連携し、外来種の識別および駆除の実施に向けた普及啓発資料や研修会等による知識の向上を目指します。

- 外来種の分布状況の把握及び効果的な駆除を行うための科学的調査及び情報収集を行います。
- 関係者と一体となった地域住民参加のボランティア活動、グリーンワーカー事業等による外来種の駆除活動の実施を行います。
- 公共事業では、生態系に悪影響を及ぼすおそれのある外来種は極力導入しないよう促していくとともに、導入する必要がある場合は、当該地より外に拡散しないよう適切な管理を指導していきます。

(オ) 環境文化の掘り起こしを通じた住民の保全意識の向上

本地域の海岸、海中には多くの地名が付けられており、古くから人々が生活の中で自然環境を利用しつつ様々なことを学んできたことを物語っています。こうした環境文化が地域の自然環境の保全、継承を支えてきたと考えられます。社会的な状況の変化等により環境文化に関する経験や知識が失われつつあることから、関係者と連携し、地域住民とともに地域の環境文化の掘り起こしや人々の生活と自然環境との関わりの見つけ直しを行い、住民の保全意識の向上に役立てていきます。

VI. 適正な公園利用の推進に関する事項

(1) 利用特性を踏まえた利用方針

(ア) 景観区分毎の利用方針

景観区分毎の利用特性を踏まえ、管理計画区毎に利用方針を以下に定めます。

<喜界島管理運営計画区>

台地景観

- ① 百之台周辺は、島の成り立ちを示す段丘と島に暮らす人々の土地利用が作り出した景観が大きな特徴であり、視点場の整備や眺望の確保を図ります。
- ② 百之台と集落を結ぶ古道を活用し、集落内探勝による文化観光利用の促進を図るとともに、国立公園の魅力である地形・地質や島の環境文化を伝える体験プログラムの開発を図ります。

該当するエリア

百之台エリア

海岸景観

- ① 海岸は、海水浴やダイビング、スノーケリング、スタンドアップパドルボード（SUP）など多くのマリンレジャーが行われ、また風景探勝が行われるなど多くの人が集まり多様な利用が行われています。利用が集中する拠点となる海岸では、観光利用に伴う自然環境や周辺地域への影響や収容力を勘案した上で多人数の周遊観光の受入れも想定し、休憩施設、案内標識等の整備等を進め、海辺における快適性と利便性、安全性の向上に努めます。
- ② 荒木海岸は、海岸の隆起サンゴ礁原と自然植生を堪能できる利用施設の整備を図ります。
- ③ トンビ崎（トビヨ崎、トヒヨ崎、トウツビュ）など風景探勝が主な利用の地域は、視点場の整備やその眺望の維持を図ります。
- ④ トンビ崎（トビヨ崎、トヒヨ崎、トウツビュ）、荒木海岸など島の海岸伝いには、奄美群島ならではの自然と文化にふれあうことができる世界自然遺産 奄美トレイルのコースに設定されています。海岸の風致を維持し、自然歩道の利用を推進します。
- ⑤ 多様な海岸利用を適正に進めるため、地域と連携しながらマナー向上のための啓発活動やルールづくりなどを推進します。

該当するエリア

- 1) トンビ崎・志戸桶海岸エリア
- 2) 荒木海岸エリア

シマ（集落）景観

- ① 阿伝集落では、サンゴの石垣が残り、シマ（集落）歩きや体験プログラムなどで、人とのふれあいや生活文化の体験を進めます。

該当するエリア

阿伝、嘉鈍

＜沖永良部島管理運営計画区＞

台地景観

- ① 本地域の最大の鍾乳洞である昇竜洞は、一般利用者を想定したものについては、多人数の周遊観光の受入れも想定し、地上部の休憩施設、案内標識等の整備等を進めます。
- ② 大山周辺においてガイドツアー等によるケイビング利用を想定したものについては、地上部について必要最小限の施設整備にとどめます。

該当するエリア

大山エリア

海岸景観

- ① 海岸は、海水浴やダイビング、スノーケリング、スタンドアップパドルボード（SUP）など多くのマリンレジャーが行われ、また海岸の風景を探勝する利用があるなど多くの人が集まり多様な利用が行われているのが特徴です。利用が集中する屋子母海岸では、観光利用に伴う自然環境や周辺地域への影響や収容力を勘案した上で多人数の周遊観光の受入れも想定し、休憩施設、案内標識等の整備等を進め、海辺における快適性と利便性、安全性の向上に努めます。
- ② 多様な海岸利用に対する適正化を促すため、地域と連携しながら日常的な海岸管理を推進しつつ、ルールづくりやルールの周知、マナー向上のための啓発活動などの推進を図ります。
- ③ フーチャ、田皆岬は、周辺の海岸部も含め風景探勝の利用者が多いのが特徴です。視点場の整備やその眺望の確保に努めるとともに、多人数の周遊観光の受入れも想定し、休憩施設、案内標識等の整備等を進め、海辺における快適性と利便性、安全性の向上に努めます。
- ④ 国頭岬、田皆岬、屋子母海岸など島の海岸沿いは、奄美群島ならではの自然と文化にふれあうことができる世界自然遺産 奄美トレイルのコースに設定されています。海岸の風致を維持し、自然歩道の利用を推進します。
- ⑤ ホエールウォッチングなど国立公園の周辺海域で行われているアクティビティについては、関係者と連携を図るよう努めます。

該当するエリア

- 1) 国頭岬エリア
2) 田皆岬及び沖泊海岸エリア

3) 大津勘及び屋子母海岸エリア

<与論島管理運営計画区>

海岸景観

- ① 海岸は、海水浴やグラスボート、ダイビング、スノーケリング、スタンドアップパドルボード（SUP）など多くのマリンレジャーが行われ、また海岸の風景を探勝する利用があるなど多くの人が集まり多様な利用が行われているのが特徴です。利用が集中する大金久海岸では、観光利用に伴う自然環境や周辺地域への影響や収容力を勘案した上で多人数の周遊観光の受入れも想定し、休憩施設、案内標識等の整備等を進め、海辺における快適性と利便性、安全性の向上に努めます。
- ② 自然海岸の風致を堪能できるよう利用施設の整備は必要最小限にとどめます。
- ③ 多様な海岸利用に対する適正化を促すため、地域と連携しながらマナー向上のための啓発活動やルールづくりなどの推進を図ります。
- ④ 赤崎海岸から寺崎海岸までは、海岸伝いに奄美群島ならではの自然と文化にふれあうことができる世界自然遺産 奄美トレイルのコースに設定されています。海岸の風致を維持し、自然歩道の利用を推進します。

該当するエリア

与論島海岸及び地先海域エリア

(2) 利用のための指導事項、遵守事項

(ア) 利用マナー向上への対応

本地域では、国立公園利用のルールについて関係者間で共通認識を持ち、利用者にも理解を求め、利用マナーの向上を図る必要があります。

1) 利用マナー向上のための方法

- 関係者間で利用のルールをつくり、共有します。
- 利用者がルールを知る機会を得るよう、関係者が連携して情報発信します。

<情報発信の方法例>

- ・ホームページへの掲載
- ・広報、小冊子等への掲載
- ・利用最盛期におけるキャンペーンの実施
- ・入口標識におけるルールの告知
- ・指導員によるパトロール
- ・宿泊施設やレンタカー事業者への周知協力の依頼

- 指導に当たっては、行為の善し悪しを伝えるだけでなく、その理由を伝えることで、利用者の意識の向上を図ります。

(イ) 国立公園の利用者・住民・関係者への周知

本地域では、利用者はもとより、住民や関係者においても国立公園についての認識の向上を図る必要があることから、利用者・住民・関係者等への周知を進めます。

1) 利用者への周知

●ソフト面による発信

- ・環境省ホームページの充実、発信
- ・地方公共団体の広報やホームページによる発信
- ・ニュースレター等による国立公園情報の発信

●ハード面による発信

- ・国立公園入口標識の設置

現地における国立公園境界がわかりにくく、境界を示すことが国立公園の保護管理において効果的であると考えられる場合は、入口標識や境界標識を設置します。

- ・案内標識、自然解説標識等の設置

空港や港、国立公園内の利用拠点施設において、周辺の風致景観に配慮し必要最小限の案内標識等の設置を進めます。案内標識等にはわかりやすい地図や奄美群島国立公園内であることを明記し、利用者に国立公園内であることを意識させます。また、地名等の標記についてはできるだけ地元に伝わる古くからの名称を採用し、言葉の観点から環境文化保全に配慮します。

- ・多言語表記等

国立公園で新たに整備する案内標識や作成するパンフレット類には、多言語表記による説明等を併記し、外国人への情報発信を図ります。

2) 地域住民への周知

地域住民と一緒に海岸美化清掃や外来種駆除活動等の自然環境維持の取組を行うことを通じて、地域住民との対話の機会をつくります。

地域の催しや自治会等の集まり等、地域住民が集まる機会を捉えて、国立公園の規制等の周知を行います。

3) 国立公園関係者への周知

国立公園関係者向けに環境省職員による自然公園法に関する研修会を実施し、知識の底上げを図ります。

(ウ) エコツーリズムの推進

本地域は、生物多様性保全上の重要な地域である一方、観光利用の増加が見込まれています。自然環境を損なうことなく、観光客の満足度を高めるような持続可能な取組が必要です。本地域では、既に奄美群島エコツーリズム推進協議会により「奄美群島エコツーリズム推進全体構想」（平成29年2月）が策定され、奄美群島エコツアーガイドの養成や各島において自然体験プログラムの開発、奄美群島内外への情報発信などの取組が進められています。

喜界島、沖永良部島及び与論島においても推進協議会により取組が行われており、国立公

園の自然環境の保全や利用の施策と関連して行われていることから、密接な連携を図っていきます。

各島では民間団体による適正利用の取組も行われています。例えば、沖永良部島では、「沖永良部島でケイビングを行うためのガイドライン」を民間団体が作成しています。また、自然環境に配慮しつつ安全に楽しむことができるようガイド間の連絡体制やルールを作成しているエコツアーガイドもいます。

これらの民間団体による適正利用の取組についても連携や支援を行っていきます。

VII. 行為許可及び公園事業等の取扱いに関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

(ア) 特別地域及び海域公園地区

特別地域及び海域公園地区における各種行為についての自然公園法の行為許可申請に対する審査基準としては、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（令和4年4月1日付け環自国発第22040115号）第6に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準（以下「許可基準」という。）及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成12年8月7日付け環自計第171号・環自国第448-1号）において定める許可基準の細部解釈によるほか、下記の取扱方針（審査基準）によるものとする。また、国立公園の保護又は利用の推進のために、行為に際し特に配慮を求める事項を下記のとおり定める。

特別地域

行為の種類	取扱方針
全行為共通	<p>＜審査基準＞</p> <p>ア. 工事等で発生した残土は、国立公園区域外に搬出すること。ただし、行為敷地内における敷均し等によって風致の保護上支障のないよう処理できる場合、又は自然公園法に係る許可等を受けた他の行為に適切に適用できる場合はこの限りではない。</p> <p>イ. 工事等で発生した法面、裸地は、原則として緑化（自然侵入促進工を含む、以下同じ）すること。</p> <p>ウ. 緑化に使用する植物は、在来緑化植物のうち地域性系統の植物又はその種子を使用すること。ただし、工事等予定地の表土を事前に採取し、緑化ができる場合は、これを使用すること。</p> <p>＜配慮を求める事項＞</p> <ul style="list-style-type: none">●希少な動植物が生息・生育する地域における工作物等の設置は、当該行為が自然環境に与える影響等を事前に調査した上で、可能な限り当該行為による改変を最小限とし、かつ動植物の保全対策（例えば、側溝や排水ます等を設置する際には、皿形側溝を用いるなど小動物の移動を妨げない構造とするなど）を適切に行う。●希少な動植物が生息・生育する地域に外来種を持込まないよう、意図的な導入を避けることはもちろん、非意図的な導入にも注意する。●緑化は、「自然公園における法面緑化指針」（平成27年10月自然環境局）を踏まえて実施する。
工作物の新築、改	

築又は増築	
建築物	<p>＜審査基準＞</p> <p>ア. 屋根の形状は、切妻、寄棟等の勾配屋根（片流れ屋根や半球形、カマボコ形、パラペット付を除く）とすること。ただし、住宅をはじめとした地域住民の日常生活の維持のために必要な建築物については、この限りではない。</p> <p>イ. 屋根の色彩は、原則として壁面の色彩と調和したこげ茶色、灰色系統の色又は黒色系統の色とし、自然素材を用いる場合は素材色とすること。</p> <p>ウ. 壁面の色彩は、原則として周辺の風致景観と調和したこげ茶色やベージュ等の茶色系統の色、灰色系統の色又は白色系統の色とすること。ただし、自然素材を用いる場合は素材色とすることを可とする。</p> <p>エ. 小規模な車庫・倉庫等の建築物、学校や灯台等の特殊な建築物及び伝統的建築物については、アからウまでは適用しない。</p> <p>＜配慮を求める事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ●園地、展望台、公園事業道路等の主要な展望地（以下「主要な展望地」という。）からの展望方向への設置を避けるなど風致の維持に配慮すること。 ●車庫・倉庫等の建築物は、可能な限り主たる建築物と一体的に整備する。 ●夜間照明を設置する場合は、ウミガメや海鳥等の野生動物に与える影響が少ない光源や位置とする。
道路（車道）	<p>＜審査基準＞</p> <p>ア.擁壁等は、自然石等の自然材料又は化粧型枠等を用い自然石を模した表面仕上げとすること。ただし、主要な展望地から望見されず、かつ材料に顔料を添加し暗灰色にするなど、周辺の風致景観との調和が図られているものはこの限りではない。</p> <p>イ.切土及び盛土により生じた道路法面は、構造物等により安定化を図る場合は、法枠工等の緑化を伴う工法とすること。</p> <p>ウ.道路の交通安全上又は防災上必要やむを得ない場合において、モルタル吹付工を行う場合は、顔料を添加し暗灰色にするなど周辺の風致景観との調和を図ること。</p> <p>エ.落石防止柵及び落石防止網の色彩は、支柱等の部分をこげ茶色とし、金網部分をこげ茶色又は灰色系統の色とすること。ただし、主要な展望地から望見されない場合や砂浜等の海岸部では、支柱等の部分を灰色系統の色とすることを可とする。</p> <p>オ.防護柵は、ガードケーブル又はガードパイプを用いること。ただし、安全確保上やむを得ない場合は、ガードレールも可とする。</p>

	<p>カ. 防護柵の色彩は、ケーブル部分を除きこげ茶色とすること。ただし、主要な展望地から望見されない場合や砂浜等の海岸部では、灰色系統の色も可とする。</p> <p>キ. 道路標識、道路照明等の支柱の色彩はこげ茶色とすること。ただし、主要な展望地から望見されない場合や砂浜等の海岸部では、灰色系統の色も可とする。</p>
	<p><配慮を求める事項></p> <p>●道路照明を設置する場合は、ウミガメや海鳥等の野生動物に与える影響が少ない光源や位置とする。</p>
風力発電施設	<p><配慮を求める事項></p> <p>●「国立・国定公園における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方」(平成16年2月自然環境局)、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」(平成25年3月国立公園課)に基づき計画する。</p>
太陽光発電施設	<p><審査基準></p> <p>ア. 太陽光発電施設及びパワーコンディショナー等の関連設備やフェンス等の付帯施設は、周辺の風致景観と調和したこげ茶色とすること。ただし、園地、展望台、公園事業道路等の主要な展望地から望見されない場合はこの限りではない。</p> <p>イ. 公園事業道路等に面する場合は、植栽、柵、塀を設置する等遮蔽する措置をとること。ただし、屋根に設置する場合はこの限りではない。</p> <p>ウ. 太陽光パネルは低反射の素材を用いたものを使用し、色彩は黒色系統の色とすること。ただし、屋根に設置する場合は、屋根の色彩と同系統の色とすることを可とする。</p>
	<p><配慮を求める事項></p> <p>●「国立・国定公園内における大規模太陽光発電施設設置のあり方に関する基本的考え方」(平成27年2月自然環境局)、「国立・国定公園内における太陽光発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」(令和4年3月国立公園課)に基づき計画する。</p>
砂防・治山施設	<p><審査基準></p> <p>ア. 砂防・治山施設等の露出部分は、自然石等の自然材料又は化粧型枠等を用い自然石を模した表面仕上げとすること。ただし、主要な展望地から望見されず、周囲の風致景観と調和の取れた色彩・形態の場合はこの限りではない。</p> <p>イ. 法面処理は、道路（車道）イ、ウに準じた扱いとすること。</p> <p>ウ. 落石防止柵等は、道路（車道）エに準じた扱いとすること。</p>
電力柱、電話柱	<p><審査基準></p> <p>ア. 色彩は、原則としてこげ茶色とする。ただし、主要な展望地から望見</p>

	<p>されない場合や砂浜等の海岸部では、灰色系統の色も可とする。</p> <p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ●公園事業道路等の公園利用に供する道路沿いにある電柱等は、建て替えに際し、主たる展望方向への設置を避ける。
通信施設	<p><審査基準></p> <p>ア. 通信施設（電気設備含む）は、背景に溶け込むよう、こげ茶色又は灰色系統の色とすること。</p> <p>イ. 公園利用に供する場所に設置する場合は、電源設備等の周囲に、植栽、柵、塀を設置する等遮蔽する措置をとること。</p> <p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ●通信施設の乱立を防ぐ観点から、周辺施設への添架を検討する。
自動販売機	<p><審査基準></p> <p>ア. 自動販売機を設置する場合は、建築物に併設することを原則とし、軒下又は壁面と同一面に納まるよう設置すること。</p> <p>イ. 色彩はこげ茶色やベージュ等の茶色系統の色又は建築物壁面の色彩と同系統の色とすること。</p>
木竹の伐採	<p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ●主要な展望地にある枯損木等の木竹の伐採は、利用者の安全の確保上必要最小限度の伐採範囲にとどめる。 ●展望施設等の眺望地の通景を確保するための木竹の伐採は、風致の維持に支障のない範囲で行う。
鉱物の採掘及び土石の採取等（学術研究その他）	<p><審査基準></p> <p>ア. 申請者が個人の場合、一定の研究実績のある研究者からの申請とすること。研究実績については、学識経験者による推薦書等で確認を行うこと。また、組織に所属する者からの申請の場合、組織の長（大学においては学部長等）からの申請とすること。</p> <p><配慮を求める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ●特に鍾乳石の採取は必要最小限とし、行為の際に周辺鍾乳石に汚れをつけないように十分に配慮する。 ●行為を行う際には、あらかじめ担当事務所または大島支庁に連絡をするとともに、行為が許可されていることを明示した腕章等の着用、指令書の携行、公園利用者の多い時期及び場所を避ける等、自然環境保全上及び利用マナー上の配慮をする。 ●学術研究を目的とした採取等の許可を得て実施した調査研究において、学術論文等を発表した場合は、担当事務所に提出する。

広告物等の設置等	<p>＜審査基準＞</p> <p>ア. 本体に使用する材料は、原則として木材や石材の自然材料とし、色彩は素材色又はこげ茶色とすること。ただし、やむを得ず鋼材その他の材料を使用する場合は、背面部を含め、色彩はこげ茶色やベージュ等の茶色系統の色とすること。砂浜等の海岸部では灰色系統の色又は白色系統の色も可とする。</p> <p>イ. 表示面の地に使用する色彩は、自然材料の素材色、こげ茶色やベージュ等の茶色系統の色を基調とすること。ただし、砂浜等の海岸部では灰色系統の色又は白色系統の色も可とする。また、法令に基づくものや安全確保上必要なもの等公共性の高いものはこの限りではない。</p> <p>ウ. 表示面に記載する文字は白色及び黒色を基本とし、絵図画や写真等は派手な色彩は避け、風致景観との調和を図ること。ただし、法令に基づくもの又は安全確保上必要なもの等公共性の高いものはこの限りではない。</p> <p>＜配慮を求める事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ●乱立防止の視点から、必要最小限の個数とするほか、同種のもの及び同位置に設置するものは統合する。 ●多言語表記とする。 ●公園利用に係る標識類のデザインは、「自然公園等施設技術指針」（平成31年3月環境省自然環境局自然環境整備課）における第3部第7章公共標識（サイン類）に準じたものとする。 ●標識、案内板、記念碑、銅像等の工作物（「広告物その他これに類する物」に該当）の形態は、奇抜なデザインは避け、周辺の風致景観との調和を図る。
植物の採取等・動物の捕獲等（学術研究その他）	<p>＜審査基準＞</p> <p>ア. 申請者が個人の場合、一定の研究実績のある研究者からの申請とすること。研究実績については、学識経験者による推薦書等で確認を行うこと。また、組織に所属する者からの申請の場合、組織の長（大学においては学部長等）からの申請とすること。</p> <p>＜配慮を求める事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ●採取等又は捕獲等する量は、当該動植物の保護を図るため、生息・生育状況に応じて必要最小限とすること。また、採取・捕獲等したものについては、標本保管、展示等の有効利用を検討する。 ●行為を行う際には、あらかじめ担当事務所または大島支庁に連絡をするとともに、行為が許可されていることを明示した腕章等の着用、指令書の携行、設置物への行為者名等の明示、公園利用者の多い時期及び場所を避ける等、自然環境保全上及び利用マナー上の配慮をする。 ●学術研究を目的とした採取、又は捕獲等の許可を得て実施した調査研究

	において、学術論文等を発表した場合は、担当事務所に提出する。
--	--------------------------------

海域公園地区

行為の種類	取扱方針
全行為共通	<p>＜配慮を求める事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ●各種行為を行う場合は、当該行為による改変等を必要最小限に抑え、行為中にサンゴ礁生態系に影響が及ばないよう対策を講じる。 ●行為地にサンゴ群体がある場合には、行為地の付近に移植を行い、移植したサンゴや周辺環境の変化の状況を把握するため、適宜事後のモニタリングを行うとともに、その結果は担当事務所を経由して自然環境事務所に報告する。 ●サンゴ群体以外の希少な動植物がある場合にも、その生育・生息環境に配慮する。
工作物（防波堤、消波ブロック等）	<p>＜審査基準＞</p> <p>ア．防波堤等の海面上部分は、自然石等の自然材料又は化粧型枠等を用い自然石を模した表面仕上げとすること。</p> <p>イ．海面下となる防波堤やブロック等の表面は、サンゴが活着しやすいよう表面を凸凹または粗面仕上げとすること。</p>
鉱物の掘採及び土石の採取	<p>＜審査基準＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ●行為中にサンゴ礁生態系に影響が及ばないよう汚濁防止膜の設置等の対策を講じること。
鉱物の掘採及び土石の採取（学術研究、公益上必要な調査等）	<p>＜審査基準＞</p> <p>ア．申請者が個人の場合、一定の研究実績のある研究者からの申請とすること。研究実績については、学識経験者による推薦書等で確認を行うこと。また、組織に所属する者からの申請の場合、組織の長（大学においては学部長等）からの申請とすること。</p> <p>＜配慮を求める事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ●土石の採取等の量は、当該地区の保護を図るため、必要最小限とする。 ●行為を行う際には、あらかじめ担当事務所または大島支庁に連絡をするとともに、行為が許可されていることを明示した腕章等の着用、指令書の携行、設置物への行為者名等の明示、公園利用者の多い時期及び場所を避ける等、自然環境保全上及び利用マナー上の配慮をする。 ●学術研究を目的とした採取等の許可を得て実施した調査研究において、学術論文等を発表した場合は、担当事務所に提出する。

広告物等	<p>＜審査基準＞</p> <p>ア. 本体に使用する材料は、可能な限り木材や石材の自然材料とし、色彩は素材色又は灰色系統の色とすること。やむを得ず、鋼材その他の材料を使用する場合は、背面部を含め、色彩は灰色系統の色とする。</p> <p>イ. 表示面の地に使用する色彩は、自然材料の素材色、灰色系統の色を基調とすること。ただし、法令に基づくものや安全確保上必要なもの等公共性の高いものはこの限りではない。</p> <p>ウ. 表示面に記載する文字は白色及び黒色を基本とし、絵図画や写真等は派手な色彩は避け、景観との調和を図ること。ただし、法令に基づくもの又は安全確保上必要なもの等公共性の高いものはこの限りではない。</p> <p>＜配慮を求める事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ●景観へ配慮し、表示面は最小限に抑える。 ●乱立防止の視点から、必要最小限の個数とするほか、同種のもの及び同位置に設置するものは統合する。 ●多言語表記とする。 ●標識、案内板等の工作物（「広告物その他これに類する物」に該当）の形態は、奇抜なデザインは避け、周辺の風致景観との調和を図る。
水面の埋立	<p>＜審査基準＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ●行為中にサンゴ礁生態系に影響が及ばないよう汚濁防止膜の設置等の対策を講じること。
指定区域内の動植物の捕獲、殺傷、採取、損傷（学術研究、公益上必要な調査等）	<p>＜審査基準＞</p> <p>ア. 申請者が個人の場合、一定の研究実績のある研究者からの申請とすること。研究実績については、学識経験者による推薦書等で確認を行うこと。また、組織に所属する者からの申請の場合、組織の長（大学においては学部長等）からの申請とすること。</p> <p>＜配慮を求める事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ●採取又は捕獲等する量は、当該動植物の保護を図るために生育状況に応じて必要最小限とする。また、採取・捕獲等したものについては、標本保管、展示等の有効利用を検討する。 ●行為を行う際には、あらかじめ担当事務所または大島支庁に連絡をするとともに、行為が許可されていることを明示した腕章等の着用、指令書の携行、設置物への行為者名等の明示、公園利用者の多い時期及び場所を避ける等、自然環境保全上及び利用マナー上の配慮をする。 ●学術研究を目的とした採取、又は捕獲等の許可を得て実施した調査研究において、学術論文等を発表した場合は、担当事務所に提出する。
海底の形状を変更すること	<p>＜審査基準＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ●行為中にサンゴ礁生態系に影響が及ばないよう汚濁防止膜の設置等の対策を講じること。

物の係留	<配慮を求める事項> ●景観に影響がないように、必要最小限の規模・期間とする。
汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること	<配慮を求める事項> ●海域公園地区内に排出しない。やむを得ず海域公園地区に排出する場合には、廃水等に高度処理を施し、可能な限りサンゴ礁生態系及び水質への影響がないようにする。

(イ) 普通地域

普通地域内の行為に係る措置命令等の処分は、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（令和4年4月1日付け環自国発第22040115号）第30の規定に基づき、「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処分基準について」（平成13年5月28日付け環自国第212号）によるほか、II. (2) (ア) 5)、(イ) 5) 及び(ウ) 5)に掲げる主要展望地からの展望・眺望を著しく妨げる場合や主な景観の保全上著しい支障が生じる場合など、風景を保護するために必要があると認める場合に行う。

普通地域内の行為については、VII. (1) (ア) の取扱方針を参考として風景の保護上適切な配慮がなされるよう指導する。

(2) 公園事業取扱方針

公園事業に関する取扱いは、事業決定の内容、国立公園事業取扱要領（令和4年4月1日環自国発第22040111号）及びVI (1) の方針によるほか、以下の取扱方針によるものとする。

公園事業の種類	地区	取扱方針
全事業共通	各地区共通	<p><審査基準></p> <p>「VII. (1) 許可、届出等取扱方針」の全行為共通の取扱方針中<審査基準>と同様とする。</p> <p><配慮を求める事項></p> <p>「VII. (1) 許可、届出等取扱方針」の全行為共通の取扱方針中<配慮を求める事項>と同様とする。</p> <p><管理方針></p> <p>展望施設等の眺望地は、通景を確保するため、風致の維持に支障のない範囲において、適切な枝払い、抜き切り等の維持管理を行うこと。</p>

道路（車道）	各地区共通	<p>＜基本方針＞</p> <p>快適な公園利用及び交通の安全を確保するため、現道の改良、拡幅整備及び防災工事を進めるが、周囲の景観と調和するよう留意する。</p> <p>＜審査基準＞</p> <p>(ア) 線形・勾配</p> <p>曲線半径、道路の縦断勾配等は、可能な限り現地形に順応させることなどにより、自然環境へ与える影響を必要最小限とする。</p> <p>(イ) 付帯工作物の外部意匠、色彩等</p> <p>「VII. (1) 許可、届出等取扱方針」の工作物の取扱方針と同様とする。</p>
道路（歩道）	各地区共通	<p>＜基本方針＞</p> <p>利用者の安全に配慮しつつ、周囲の自然との一体感を持たせ、自然に親しめる施設として整備する。整備に当たっては、自然環境の保全に配慮した工法及び材料を用いること。標識類は、事故防止及び希少動植物の保護の視点に留意して整備を進めるとする。</p> <p>＜審査基準＞</p> <p>(ア) 標識類</p> <p>「VII. (1) 許可、届出等取扱方針」の広告物の取扱方針中＜審査基準＞と同様とする。</p>
園地	各地区共通	<p>＜基本方針＞</p> <p>展望、休憩、情報提供等、地域の利用特性に応じた整備を図る。</p> <p>＜審査基準＞</p> <p>(ア) 建築物の外部意匠、色彩等</p> <p>「VII. (1) 許可、届出等取扱方針」の建築物の取扱方針中＜審査基準＞と同様とする。ただし、建築物の屋上を展望施設として活用する場合及び既存建築物の改築又は増築にあってはこの限りではない。</p> <p>(イ) 施設配置</p> <p>利用面及び管理面を考慮して適正な配置とすること。</p> <p>(ウ) 標識類</p> <p>「VII. (1) 許可、届出等取扱方針」の広告物の取扱方針中＜審査基準＞と同様とする。</p> <p>＜管理方針＞</p> <p>公園利用者が集まりやすい場所における危険木の処理に留意すること。</p>

宿舎	各地区共通	<p>＜基本方針＞</p> <p>マリンレジャーや自然探勝等の利用を推進するための宿泊地として整備し、施設及びサービスの充実を図る。</p> <p>＜審査基準＞</p> <p>(ア) 規模</p> <p>建築物の高さは、13メートル以下とすること。</p> <p>ただし、その高さが既に13メートルを超える既存建築物を公園施設として事業認可する場合及びその改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さを超えないものであること。</p> <p>(イ) 建築物の外部意匠、色彩等</p> <p>「VII. (1) 許可、届出等取扱方針」の建築物の取扱方針中＜審査基準＞と同様とする。ただし、既存建築物を公園施設として事業認可する場合にあってはこの限りではない。</p>
野営場	各地区共通	<p>＜基本方針＞</p> <p>公園の自然に親しめる滞在拠点として整備し、自然災害時等の有事においては待避所や救援活動拠点としても考慮の上、適切な維持管理を行う。</p> <p>＜審査基準＞</p> <p>(ア) 建築物の外部意匠、色彩等</p> <p>「VII. (1) 許可、届出等取扱方針」の建築物の取扱方針中＜審査基準＞と同様とする。ただし、建築物の屋上を展望施設として活用する場合及び既存建築物の改築又は増築にあってはこの限りではない。</p> <p>(イ) 施設配置</p> <p>無秩序なテント設営や焚火を防止するため、施設の配置を検討する。</p> <p>(ウ) 標識類</p> <p>「VII. (1) 許可、届出等取扱方針」の広告物の取扱方針中＜審査基準＞と同様とする。</p> <p>＜管理方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレ、炊事棟等からの汚水については、海域への影響を軽減するため、汚水処理施設を設けるなど排水の処理には十分配慮する。 ・海に面した野営場は、津波や高潮の際の避難誘導をはじめ、安全面に配慮すること。 ・公園利用者が集まりやすい場所における危険木の処理に留意すること。 ・ハチ、クラゲ等の危険生物への注意喚起を発信すること。

VIII. 国立公園関係者の連携体制等に関する事項

(1) 国立公園に関する協議会等

奄美群島国立公園の保全管理や適正な利用の推進に関する団体等として、以下の協議会等が存在しています。これらの協議会等との連携を図り、国立公園の管理運営を充実させます。

●国立公園関係

奄美群島自然体験活動推進協議会
奄美群島エコツーリズム推進協議会

●野生生物関係

奄美群島希少野生生物保護対策協議会
鹿児島県ウミガメ保護対策連絡協議会（奄美群島）
奄美群島サンゴ礁保全対策協議会

●その他

奄美群島文化財保護対策連絡協議会
鹿児島県水土里サークル活動支援協議会

(2) 国立公園関係者の連携体制

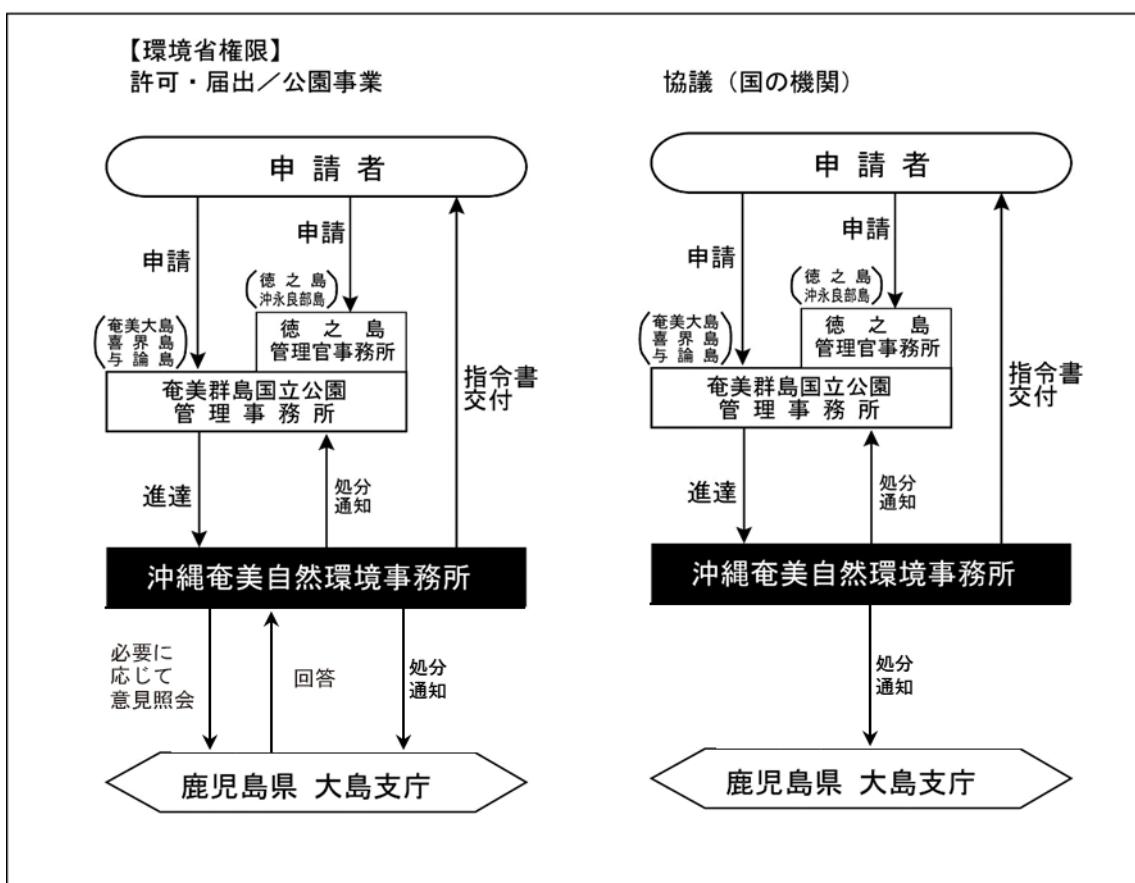
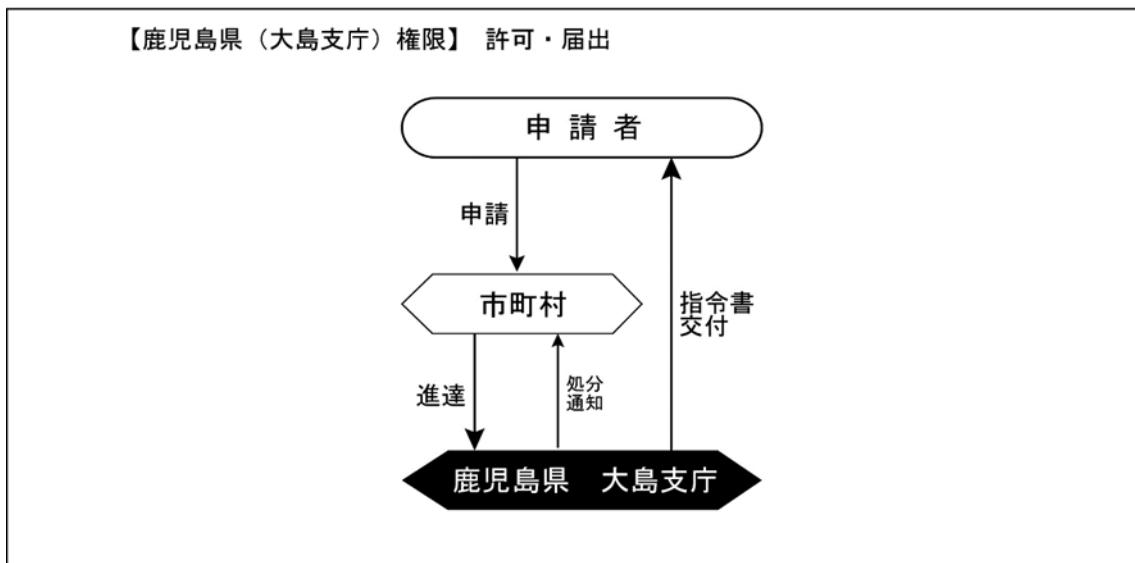
今後、本管理運営計画のビジョン・管理方針・各種取組に関しては、各島の管理運営計画策定検討会の島内専門家、島内関係団体及び関係行政機関を構成メンバーとする会議体を各島に設置し、情報共有・課題検討・連絡調整等を行い、国立公園の適正な保全管理の状況確認・取組の実施を進めています。

また、国立公園をテーマに、地域住民や関係機関・関係団体との意見交換の場を継続的に開催し、連携体制を強化するとともに、各種事業を通じて、関係団体・民間団体・企業・関係機関と協働で活動に取り組む体制づくりを進めています。

IX. その他及び参考事項

(1) 奄美群島国立公園における許認可手続きの流れ

奄美群島国立公園の手続きの流れ



(2) 保護管理が必要な動植物種リスト（法令および条例に基づくものに限る、令和5年10月現在）

1) 法令および鹿児島県条例によるもの

注：○印は地域ごとに該当する動植物種を示す。

■絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）

分類	種名（和名）	科名	喜界島	沖永良部島	与論島
哺乳類	リュウキュウユビナガコウモリ	ヒナコウモリ科		○	
哺乳類	オリイコキクガシラコウモリ	キクガシラコウモリ科	○	○	
鳥類	アマミヤマシギ	シギ科	○	○	
昆虫類	フチトリゲンゴロウ	ゲンゴロウ科	○		
植物	コモチナナバケシダ	ナナバケシダ科		○	
植物	ヒメタツナミソウ	シソ科	○		

■文化財保護法（国指定天然記念物）

分類	種名（和名）	科名	喜界島	沖永良部島	与論島
鳥類	カラスバト	ハト科	○	○	○
甲殻類	オカヤドカリ（ムラサキオカヤドカリ、ナキオカヤドカリ、オカヤドカリ）	オカヤドカリ科	○	○	○

■鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例

○動物

分類	種名（和名）	科名	喜界島	沖永良部島	与論島
爬虫類	オキナワトカゲ	トカゲ科		○	○
魚類	キバラヨシノボリ	ハゼ科		○	
甲殻類	サキシマヌマエビ	ヌマエビ科	○	○	○

○植物

分類	種名（和名）	科名	喜界島	沖永良部島	与論島
植物	テンノウメ	バラ科	○	○	○
植物	オナガエビネ	ラン科		○	

2) 町条例によるもの

■喜界町自然保護条例

分類	種名（和名）	科名
植物	ガジュマル	クワ科

植物	テンノウメ	バラ科
植物	ソテツ	ソテツ科
植物	シマサルスベリ	ミゾハギ科
植物	クサトベラ	クサトベラ科
植物	シャリンバイ	バラ科
植物	オオハマボウ	アオイ科
植物	サンゴジュ	スイカズラ科
植物	モクビヤッコウ	キク科
植物	モンパノキ	ムラサキ科
植物	ミズガンピ	ミゾハギ科
植物	ハリツルマサキ	ニシキギ科
植物	イソマツ	イソマツ科
植物	ハマヒサカキ	サカキ科
植物	テッポウユリ	ユリ科
植物	アダン	タコノキ科
植物	リュウゼツラン	リュウゼツラン科

■オオゴマダラ保護条例（喜界町）

分類	種名（和名）	科名
昆虫類	オオゴマダラ	マダラチョウ科

■知名町自然環境保全条例

分類	種名（和名）	科名
植物	ガジュマル	クワ科
植物	ソテツ	ソテツ科
植物	デイゴ	マメ科
植物	テンノウメ	バラ科
植物	シャリンバイ	バラ科
植物	モッコク	サカキ科
植物	ホルトノキ	ホルトノキ科
植物	クロチク	イネ科
植物	アダン	タコノキ科
植物	ハリツルマサキ	タコノキ科
植物	ウコンイソマツ	イソマツ科

(3) 【参考】本計画書に掲載または関連している制度や法令、条例等について

掲載頁	制度や法律・条例等	概要	主体／策定年月
P2	奄美群島持続的観光マスタートップラン	奄美群島の持続的な観光利用を目的に、国・県・市町村・民間団体等の関係者共通の計画的な観光管理の指針を示す計画書。	鹿児島県
			平成 28 年 3 月
P9	地理的表示 (GI) 保護制度	「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」に基づき、生産地等の特性や伝統的な生産方法が、品質等の特性に結びついている地域産品について、その名称(地理的表示)を知的財産として登録し保護する制度。	農林水産省
			平成 26 年 6 月
P16	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	特定外来生物の飼養等や輸入、その他の取扱いを規制するとともに、特定外来生物の防除等の措置を講ずることを目的とした法律。	環境省 農林水産省
			平成 16 年 6 月
P24	サンゴ礁生態系保全行動計画	サンゴ礁生態系の保全と持続可能な利用を通した地域社会の持続的な発展を図ることを目的に策定された計画。	環境省
			平成 22 年 4 月
P24	鹿児島県ウミガメ保護条例	県民一体となってウミガメを保護するため策定された条例。当条例を基に保護パトロールなどの保護対策事業を実施している。	鹿児島県
			昭和 63 年 3 月
P25	指定外来動植物による鹿児島の生態系に係る被害の防止に関する条例	指定外来動植物の取扱いについて規制した条例。鹿児島の生態系に係る被害の防止と生物の多様性確保と県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としている。	鹿児島県
			平成 31 年 4 月

P29	奄美群島エコツーリズム推進全体構想	奄美群島における自然環境の保全と自然体験提供を両立する持続的な地域づくりを目的に、地域関係者が取組を推進するために策定された構想。	奄美群島エコツーリズム推進協議会 平成 29 年 2 月
P29	沖永良部島でケイビングを行うためのガイドライン	ケイビング時の安全確保や安全意識の向上、また沖永良部島の洞窟保護を目的とし、ケイビングを行うためのルールについて定めるガイドライン。	沖永良部島洞窟ガイドライン協議会 平成 23 年 7 月
P43	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (種の保存法)	国内外の絶滅のおそれのある野生生物の種を保存することを目的に、国内に生息・生育する、又は、外国産の希少な野生生物を保全するための必要な措置を定める法律。	環境省 平成 4 年 7 月
P43	文化財保護法 (国指定天然記念物)	文化財保護法において「動物、植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもの」のうち、重要なものを「天然記念物」として指定。現状変更（捕獲、採取、殺傷又は損傷等）を禁止している。	文化庁 昭和 25 年 5 月
P43	鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例	県内に生息し又は生育する希少な野生動植物の保護について定める条例。自然環境を保全することにより、県民の健康で文化的な生活の確保を目的としている。	鹿児島県 平成 15 年 3 月
P43	喜界町自然保護条例	喜界町の自然環境を保全するための条例。町に自生する貴重な植物 17 種を「保護植物」として指定し、採取・採掘を禁止している。	喜界町 昭和 48 年 6 月
P44	オオゴマダラ保護条例	食草のホウライカガミとともに喜界島が北限と見なされているオオゴマダラについて捕獲等を禁止する条例。	喜界町 平成元年 3 月

P44	知名町自然環境保全条例	知名町の自然環境や希少野生動植物を保護と利用について定める条例。自然環境の保全を図ることで町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としている。	知名町 昭和 56 年 4 月
全体に 関わる	自然公園法	国の優れた自然の風景地を保護と利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに生物の多様性の確保に寄与することを目的としている。行為規制に関する規制計画と、施設整備等の事業計画について定め、本管理運営計画を策定する上での根拠となる法律。	環境省 昭和 32 年 6 月

(4) 奄美群島国立公園喜界島地域、沖永良部島地域及び与論島地域管理運営計画策定検討会
参加者名簿

■第一回検討会（令和3年3月開催）

[島外検討委員]

氏名	所属・役職	専門分野
(座長) 星野 一昭	特定非営利活動法人日本国際湿地保全連合会長 前鹿児島大学特任教授	自然環境保全・国立公園計画論
興 克樹	奄美海洋生物研究会会长	自然環境（動物）
高梨 修	奄美市立奄美博物館館長	環境文化論

(敬称略)

[島内検討委員]

氏名	所属・役職	専門分野
<喜界島地域>		
高坂 嘉孝	獣医師	自然環境（特に島内の植物に詳しい）
外内 淳	朝日酒造株式会社	島内の歴史・文化等に精通
<与論島地域>		
竹 盛窪	NPO 法人与論島ウンバル学校 代表	自然環境（特に島内の植物に詳しい）
麓 才良	NPO 法人尊々我無	島内の歴史・文化等に精通
菊 秀史	与論民俗村	島内の歴史・文化等に精通
<沖永良部島地域>		
新納 忠人	えらぶ郷土研究会会員、鹿児島県自然保護推進員	自然環境（特に島内の植物に詳しい）
伊地知 裕仁	和泊町歴史民俗資料館職員	島内の歴史・文化等に精通

(敬称略)

[島内関係者]

団体名	役職	氏名
<喜界島地域>		
NPO 法人喜界島サンゴ礁科学研究所	研究員	駒越 太郎
島歩きガイド「よんよ~り喜界島」	会長	武田 秀伸
喜界町埋蔵文化財センター	センター長	澄田 直敏
喜界町広域協定運営委員会		富 充徳
喜界島観光物産協会	事務局長	田邊 大智
ヨネモリダイビングサービス	代表	米盛 弘幸
		依田 純一
喜界島漁業協同組合		青山 洋平
<与論島地域>		
ヨロン島観光協会	会長	永井 新孝
	副会長	本園 秀幸
	事務局長	町岡 安博
NPO 法人ヨロン SC	所長	池田 剛
NPO 法人海の再生ネットワークよろん	事務局長	池田 香菜
誇れるふるさとネットワーク	事務局長	池田 龍介
与論町漁業協同組合	代表理事組合長	阿多 美智雄
<沖永良部島地域>		
一般社団法人おきのえらぶ島観光協会（知名町）	事務局長	古村 英次郎
沖永良部島ケイビング協会（知名町）	会長	大當 健一郎
沖永良部島ケイビングガイド連盟（知名町）	会長	平 健也
沖永良部島エコツーリズム推進協議会（和泊町）	会長	山下 芳也
沖永良部島漁業協同組合（和泊町）	代表理事組合長	東 善一郎
	総務部長	宗岡 裕介

[関係行政機関]

分類	団体名	担当部署
県	鹿児島県大島支庁	総務企画課
市町村等	喜界町	企画観光課
	与論町	環境課
	和泊町	企画課
	知名町	企画振興課

[事務局] 九州地方環境事務所沖縄奄美自然環境事務所

■第二回検討会（令和3年11月開催）

[島外検討委員]

氏名	所属・役職	専門分野
(座長) 星野 一昭	特定非営利活動法人日本国際湿地保全連合会長 前鹿児島大学特任教授	自然環境保全・国立公園計画論
興 克樹	奄美海洋生物研究会会長	自然環境（動物）
高梨 修	奄美市立奄美博物館館長	環境文化論

(敬称略)

[島内検討委員]

氏名	所属・役職	専門分野
<喜界島地域>		
高坂 嘉孝	獣医師	自然環境（特に島内の植物に詳しい）
外内 淳	朝日酒造株式会社	島内の歴史・文化等に精通
<与論島地域>		
麓 才良	NPO 法人尊々我無	島内の歴史・文化等に精通
菊 秀史	与論民俗村	島内の歴史・文化等に精通

<沖永良部島地域>		
新納 忠人	えらぶ郷土研究会会員、鹿児島県自然保護推進員	自然環境（特に島内の植物に詳しい）
伊地知 裕仁	和泊町歴史民俗資料館職員	島内の歴史・文化等に精通

(敬称略)

[島内関係団体者]

団体名	役職	氏名
<喜界島地域>		
NPO 法人喜界島サンゴ礁科学研究所	研究員	駒越 太郎
島歩きガイド「よんよ～り喜界島」	会長	武田 秀伸
喜界町広域協定運営委員会		富 充徳
喜界島観光物産協会	地域おこし協力隊	谷川 理
ヨネモリダイビングサービス	代表	米盛 弘幸
喜界島漁業協同組合		青山 洋平
<与論島地域>		
一般社団法人ヨロン島観光協会	会長	山下 哲博
	事務局長	里山 剛史
NPO 法人ヨロン SC	所長	池田 剛
NPO 法人海の再生ネットワークよろん	事務局長	池田 香菜
一般社団法人 E-Yoron	事務局長	池田 龍介
与論町漁業協同組合	代表理事組合長	西 武雄
	参事	箕作 広光
<沖永良部島地域>		
沖永良部島ケイビング協会	会長	大當 健一郎
沖永良部島エコツーリズム推進協議会	会長	山下 芳也
沖永良部島漁業協同組合	総務部長	宗岡 裕介

(敬称略)

[関係行政機関]

分類	団体名	担当部署
県	鹿児島県大島支庁	総務企画課
市町村等	喜界町	企画観光課
	与論町	環境課
	和泊町	企画課
	知名町	企画振興課

[事務局] 九州地方環境事務所沖縄奄美自然環境事務所